

## 【表紙】

- 【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書
- 【提出先】 関東財務局長
- 【提出日】 平成22年8月31日
- 【発行者名】 ゴールドマン・サックス・マネジメント(アイルランド)  
リミテッド  
(Goldman Sachs Management (Ireland) Limited)
- 【代表者の役職氏名】 取締役 ロバート・キーオー(Robert Keogh)
- 【本店の所在の場所】 アイルランド共和国、ダブリン2、アッパー・ハッチ・ストリート、  
ハードウィック・ハウス2階  
(Hardwicke House 2nd Floor, Upper Hatch Street, Dublin 2, Ireland)
- 【代理人の氏名又は名称】 弁護士 竹野 康造
- 【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所
- 【事務連絡者氏名】 弁護士 竹野 康造  
弁護士 飯村 尚久
- 【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所
- 【電話番号】 03(6212)8316
- 【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】  
ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズ -  
GS新成長国通貨債券ファンド  
普通(米ドル建て)クラス受益証券、ユーロ・クラス受益証券、日本  
円クラス受益証券  
(Goldman Sachs Global Funds -  
Goldman Sachs Emerging Markets Debt Local Feeder  
Ordinary Class, Euro Class, Yen Class)
- 【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】  
ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズのサブ・ファンド  
であるGS新成長国通貨債券ファンドの普通(米ドル建て)クラス  
受益証券、ユーロ・クラス受益証券および日本円クラス受益証券に  
ついて、下記の募集金額を上限見込額とする。  
普通(米ドル建て)クラス受益証券 50億米ドル(約4,652億円)  
ユーロ・クラス受益証券 50億ユーロ(約6,246億円)  
日本円クラス受益証券 5,000億円
- (注)特段の記載のない限り、米ドルの円貨換算は、便宜上、平成22年3月31日  
現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米  
ドル=93.04円)による。また、ユーロの円貨換算は、便宜上、平成22年3  
月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値  
(1ユーロ=124.92円)による。
- 【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成22年8月31日、半期報告書を提出しましたので、平成22年5月31日付をもって提出した有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)の関係情報を新たな情報により訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

## 2【訂正の内容】

半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正内容は、下記のとおりです。

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容\*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	追加または更新
第2 財務ハイライト情報		3 ファンドの経理状況 (1) 資産及び負債の状況 「資産負債計算書」 「損益計算書」 「重要な会計方針の注記」		追加
第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況 第5 販売及び買戻しの実績		3 ファンドの経理状況 2 販売及び買戻しの実績		追加
第四部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
			(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
	2 事業の内容及び営業の概況	5 管理会社の経理の概況	更新	
3 管理会社の経理状況	4 管理会社の概況	(3) その他	追加	
5 その他				

\* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

## 1 ファンドの運用状況

ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズ - G S 新成長国通貨債券ファンド (Goldman Sachs Global Funds - Goldman Sachs Emerging Markets Debt Local Feeder) (以下、ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズを「ファンド」、そのサブ・ファンドの一つである G S 新成長国通貨債券ファンドを「サブ・ファンド」と称することがある。)

### (1) 投資状況(資産別及び地域別の投資状況)

#### G S 新成長国通貨債券ファンド

(2010年6月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
(外国投資法人)ゴールドマン・サックス・グローバル・エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオ(投資証券)	ルクセンブルク	375,227,280.49	100.67
小計		375,227,280.49	100.67
現金・その他の資産(負債控除後)		-2,515,380.86	-0.67
合計 (純資産総額)		372,711,899.63 (約32,978百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(注2) 特段の記載のない限り、米ドルの円貨換算は、便宜上、平成22年6月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=88.48円)による。また、ユーロの円貨換算は、平成22年6月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=107.81円)による。

(注3) ファンドは、アイルランド法に基づいて設定されているが、普通(米ドル建て)クラスの受益証券は米ドル建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドルをもって行い、ユーロ・クラスの受益証券はユーロ建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限りユーロをもって行い、日本円クラスの受益証券は日本円建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限り円をもって行う。

(注4) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。

[次へ](#)

## (2) 運用実績

## 純資産の推移

2009年7月から2010年6月における各月末の純資産の推移は次のとおりである。

## GS新成長国通貨債券ファンド

	(GS新成長国通貨債券ファンド) 純資産総額		(普通(米ドル建て)クラス 受益証券) 1口当りの純資産価格		(ユーロ・クラス受益証 券) 1口当りの純資産価格		(日本円ク ラス 受益証券) 1口当りの 純資産価格
	米ドル	千円	米ドル	円	ユーロ	円	円
2009年7月末日	171,358,232	15,161,776	94.82	8,390	99.22	10,697	7,332
8月末日	195,684,652	17,314,178	95.39	8,440	98.45	10,614	7,242
9月末日	232,796,670	20,597,849	98.81	8,743	100.27	10,810	7,085
10月末日	277,793,845	24,579,199	99.70	8,821	100.22	10,805	7,228
11月末日	299,574,041	26,506,311	101.24	8,958	99.99	10,780	6,889
12月末日	316,782,821	28,028,944	100.89	8,927	104.62	11,279	7,386
2010年1月末日	330,749,837	29,264,746	101.44	8,975	108.23	11,668	7,166
2月末日	360,258,970	31,875,714	102.18	9,041	111.01	11,968	7,077
3月末日	375,629,394	33,235,689	107.28	9,492	117.53	12,671	7,707
4月末日	378,650,648	33,503,009	109.93	9,727	122.56	13,213	7,945
5月末日	366,091,419	32,391,769	103.84	9,188	124.79	13,454	7,163
6月末日	372,711,900	32,977,549	105.16	9,305	127.22	13,716	7,058

(注) 上記会計年度末における1口当りの純資産価格は、端数処理方法の違い等により財務書類の数値とは異なる場合がある。

[次へ](#)

## 分配の推移

普通（米ドル建て）クラス受益証券

該当なし。

ユーロ・クラス受益証券

該当なし。

日本円クラス受益証券

	分配（円）
2009年 7月	100
9月	100
11月	100
2010年 1月	100
3月	100
5月	100

## 収益率の推移

2009年 7月 1日から2010年 6月末日の期間における収益率は、以下のとおりである。

	収益率（注）
普通（米ドル建て）クラス受益証券	14.40%
ユーロ・クラス受益証券	30.86%
日本円クラス受益証券	4.80%

(注) 収益率（%）=  $100 \times (a - b) / b$ 

a = 2010年 6月末日現在の 1口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 2009年 6月末日現在の 1口当たり純資産価格（分配前の額）

[次へ](#)

## 2 販売及び買戻しの実績

2009年7月1日から2010年6月末日の期間における販売および買戻しの実績、ならびに2010年6月末日現在の受益証券の発行済口数は次のとおりである。

### 普通(米ドル建て)クラス受益証券

販売口数	買戻し口数	発行済口数
555,346 (555,346)	480,314 (480,314)	960,283 (960,283)

### ユーロ・クラス受益証券

販売口数	買戻し口数	発行済口数
212,641 (212,641)	131,737 (131,737)	221,218 (221,218)

### 日本円クラス受益証券

販売口数	買戻し口数	発行済口数
132,476 (132,476)	155,477 (155,477)	627,682 (627,682)

(注) ( ) の数は本邦における販売・買戻しおよび発行済口数である。

[次へ](#)

### 3 ファンドの経理状況

- a . ファンドの日本語の中間財務書類は、アイルランドにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文(英文)の中間財務書類を翻訳したものである。ファンドの日本語の中間財務書類は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定に準拠して作成されている。
- b . ファンドの中間財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)の監査を受けていない。
- c . ファンドの原文の財務書類は、それぞれ下記の通貨で表示されている。
- |                               |       |
|-------------------------------|-------|
| ゴールドマン・サックス米国債券ポートフォリオ(米ドル建て) | = 米ドル |
| G S 新成長国通貨債券ファンド              | = 米ドル |

日本語の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には、2010年6月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=88.48円)が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

[次へ](#)

## (1) 資産及び負債の状況

## ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズ

## 資産負債計算書(未監査)

2010年5月31日現在

	注記	ゴールドマン・サックス 米国債券ポートフォリオ (米ドル建て)		G S 新成長国通貨債券ファン ド		結合値	
		2010年5月31日現在		2010年5月31日現在		2010年5月31日現在	
		米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
<b>資産</b>							
損益を通じて公正 価値で測定する金 融資産	3(c), 5	22,449,021	1,986,289	368,066,656	32,566,538	390,515,677	34,552,827
現金	3(c), 12	10	1	5,349	473	5,359	474
投資顧問会社から の払戻金	6	71,330	6,311	255,186	22,579	326,516	28,890
ファンド受益証券 販売未収金	3(g)	-	-	1,917,506	169,661	1,917,506	169,661
投資売却未収金		-	-	187,007	16,546	187,007	16,546
資産合計		22,520,361	1,992,602	370,431,704	32,775,797	392,952,065	34,768,399
<b>負債</b>							
投資購入未払金		-	-	1,258,785	111,377	1,258,785	111,377
ファンド受益証券 買戻未払金		-	-	845,728	74,830	845,728	74,830
未払投資顧問報酬	6	-	-	959,538	84,900	959,538	84,900
未払管理会社報酬	6	1,859	164	1,446	128	3,305	292
未払管理事務代行 報酬および受託報 酬	6	9,992	884	11,946	1,057	21,938	1,941
未払販売会社報酬 および代行協会員 報酬	6	37,879	3,352	995,521	88,084	1,033,400	91,435
未払監査報酬		22,523	1,993	22,523	1,993	45,046	3,986
未払弁護士報酬		4,373	387	134,717	11,920	139,090	12,307
未払名義書換事務 代行報酬	6	2,563	227	10,985	972	13,548	1,199
未払印刷費		33,981	3,007	77,620	6,868	111,601	9,874
未払受益者サービ ス代行会社報酬	6	3,288	291	3,288	291	6,576	582
その他の負債		21,582	1,910	18,188	1,609	39,770	3,519
負債合計(買戻可 能参加受益証券保 有者に帰属する純 資産を除く)		138,040	12,214	4,340,285	384,028	4,478,325	396,242
買戻可能参加受益 証券保有者に帰属 する純資産	8、9	22,382,321	1,980,388	366,091,419	32,391,769	388,473,740	34,372,157

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。



## ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズ

## 資産負債計算書

2009年11月30日現在

	注記	ゴールドマン・サックス 米国債券ポートフォリオ (米ドル建て)		G S 新成長国通貨債券ファン ド		結合値	
		2009年11月30日現在		2009年11月30日現在		2009年11月30日現在	
		米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
資産							
損益を通じて公正 価値で測定する金 融資産	3 (c) , 5	21,921,252	1,939,592	302,442,499	26,760,112	324,363,751	28,699,705
現金	3 (c) , 12	10	1	645	57	655	58
投資顧問会社から の払戻金	6	110,660	9,791	22,589	1,999	133,249	11,790
ファンド受益証券 販売未収金	3 (g)	-	-	4,181,154	369,949	4,181,154	369,949
投資売却未収金		-	-	29,620	2,621	29,620	2,621
その他の資産		562	50	-	-	562	50
資産合計		22,032,484	1,949,434	306,676,507	27,134,737	328,708,991	29,084,172
負債							
投資購入未払金		-	-	1,076,078	95,211	1,076,078	95,211
ファンド受益証券 買戻未払金		-	-	3,134,695	277,358	3,134,695	277,358
未払投資顧問報酬	6	-	-	356,817	31,571	356,817	31,571
未払管理事務代行 報酬および受託報 酬	6	5,000	442	5,000	442	10,000	885
未払販売会社報酬 および代行協会員 報酬	6	69,740	6,171	2,423,964	214,472	2,493,704	220,643
未払監査報酬		15,645	1,384	15,645	1,384	31,290	2,769
未払弁護士報酬		11,341	1,003	7,044	623	18,385	1,627
未払名義書換事務 代行報酬	6	2,950	261	9,933	879	12,883	1,140
未払印刷費		15,498	1,371	27,003	2,389	42,501	3,760
未払受益者サービ ス代行会社報酬	6	4,482	397	20,000	1,770	24,482	2,166
その他の負債		32,392	2,866	26,287	2,326	58,679	5,192
負債合計(買戻可 能参加受益証券保 有者に帰属する純 資産を除く)		157,048	13,896	7,102,466	628,426	7,259,514	642,322
買戻可能参加受益 証券保有者に帰属 する純資産	8、9	21,875,436	1,935,539	299,574,041	26,506,311	321,449,477	28,441,850

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

## ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズ

## 損益計算書(未監査)

2010年5月31日に終了した6か月間

	注記	ゴールドマン・サックス 米国債券ポートフォリオ (米ドル建て)		GS 新成長国通貨債券ファン ド		結合値	
		2010年5月31日に終了した6か月間		2010年5月31日に終了した6か月間		2010年5月31日に終了した6か月間	
		米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
収益							
受取配当金	3 (b)	973,283	86,116	20,097,298	1,778,209	21,070,581	1,864,325
実現投資純(損失)/利益	7	(2,260)	(200)	4,988,002	441,338	4,985,742	441,138
未実現投資損失の純変動額	7	(367,107)	(32,482)	(12,703,452)	(1,124,001)	(13,070,559)	(1,156,483)
投資純収益		<u>603,916</u>	<u>53,434</u>	<u>12,381,848</u>	<u>1,095,546</u>	<u>12,985,764</u>	<u>1,148,980</u>
費用							
投資顧問会社報酬	6	-	-	1,396,502	123,562	1,396,502	123,562
管理会社報酬	6	2,421	214	2,493	221	4,914	435
管理事務代行報酬および受託報酬	6	14,992	1,326	18,946	1,676	33,938	3,003
販売会社報酬および代行協会員報酬	6	57,462	5,084	1,448,872	128,196	1,506,334	133,280
監査報酬		6,878	609	6,878	609	13,756	1,217
名義書換事務代行報酬	6	2,892	256	11,568	1,024	14,460	1,279
弁護士報酬		52,452	4,641	296,801	26,261	349,253	30,902
印刷費		21,138	1,870	63,833	5,648	84,971	7,518
受益者サービス代行会社報酬	6	4,993	442	4,987	441	9,980	883
その他の費用		12,563	1,112	15,428	1,365	27,991	2,477
費用合計		<u>175,791</u>	<u>15,554</u>	<u>3,266,308</u>	<u>289,003</u>	<u>3,442,099</u>	<u>304,557</u>
投資顧問会社によって払戻された費用	6	(78,760)	(6,969)	(268,597)	(23,765)	(347,357)	(30,734)
運用費用合計		<u>97,031</u>	<u>8,585</u>	<u>2,997,711</u>	<u>265,237</u>	<u>3,094,742</u>	<u>273,823</u>
財務費用:							
買戻可能参加受益証券保有者への分配金	10	-	-	9,319,674	824,605	9,319,674	824,605
財務費用合計		<u>-</u>	<u>-</u>	<u>9,319,674</u>	<u>824,605</u>	<u>9,319,674</u>	<u>824,605</u>
運用による買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動		<u>506,885</u>	<u>44,849</u>	<u>64,463</u>	<u>5,704</u>	<u>571,348</u>	<u>50,553</u>

利益および損失は継続運用からのみ発生した。本損益計算書に表示されているもの以外に、利益および損失はなかった。

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

## ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズ

## 損益計算書(未監査)

2009年5月31日に終了した6か月間

	注記	ゴールドマン・サックス 米国債券ポートフォリオ (米ドル建て)		G S 新成長国通貨債券ファン ド*		結合値	
		2009年5月31日に終了した 6か月間		2009年5月31日に終了した6 か月間		2009年5月31日に終了した6 か月間	
		米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
<b>収益</b>							
受取配当金	3 (b)	1,321,440	116,921	5,670,794	501,752	6,992,234	618,673
受取利息	3 (b)	-	-	184,347	16,311	184,347	16,311
実現投資純損失	7	(284,864)	(25,205)	(40,110,230)	(3,548,953)	(40,395,094)	(3,574,158)
未実現投資利益の純 変動額	7	421,254	37,273	58,723,438	5,195,850	59,144,692	5,233,122
投資純(費用)/収 益		1,457,830	128,989	24,468,349	2,164,960	25,926,179	2,293,948
<b>費用</b>							
管理会社報酬	6	2,493	221	2,546	225	5,039	446
投資顧問会社報酬	6	-	-	540,000	47,779	540,000	47,779
管理事務代行報酬お よび受託報酬	6	15,015	1,329	14,958	1,323	29,973	2,652
販売会社報酬および 代行協会員報酬	6	49,446	4,375	563,166	49,829	612,612	54,204
監査報酬		6,115	541	7,582	671	13,697	1,212
名義書換事務代行報 酬	6	3,179	281	10,905	965	14,084	1,246
弁護士報酬		17,699	1,566	30,001	2,654	47,700	4,220
印刷費		16,979	1,502	66,737	5,905	83,716	7,407
受益者サービス代行 会社報酬	6	951	84	6,784	600	7,735	684
組成費		-	-	334	30	334	30
その他の費用		14,181	1,255	14,387	1,273	28,568	2,528
		126,058	11,154	1,257,400	111,255	1,383,458	122,408
投資顧問会社によっ て払戻された費用	6	(44,738)	(3,958)	(7,615)	(674)	(52,353)	(4,632)
運用費用合計		81,320	7,195	1,249,785	110,581	1,331,105	117,776
<b>財務費用:</b>							
買戻可能参加受益証 券保有者への分配金	10	-	-	2,451,233	216,885	2,451,233	216,885
財務費用合計		-	-	2,451,233	216,885	2,451,233	216,885
運用による買戻可能 参加受益証券保有者 に帰属する純資産の 変動		1,376,510	121,794	20,767,331	1,837,493	22,143,841	1,959,287

\* G S 新成長国通貨債券ファンドは2008年1月31日に運用を開始した。

利益および損失は継続運用からのみ発生した。本損益計算書に表示されているもの以外に、利益および損失はなかった。

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズ  
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書

2010年5月31日に終了した6か月間

	注記	ゴールドマン・サックス 米国債券ポートフォリオ (米ドル建て)		G S 新成長国通貨債券ファンド		結合値	
		2010年5月31日に終了した6 か月間		2010年5月31日に終了した6か 月間		2010年5月31日に終了した6か 月間	
		米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
期首における買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産		21,875,436	1,935,539	299,574,041	26,506,311	321,449,477	28,441,850
買戻可能参加受益証券発行受取額	8	-	-	182,675,825	16,163,157	182,675,825	16,163,157
買戻可能参加受益証券買戻支払額	8	-	-	(116,222,910)	(10,283,403)	(116,222,910)	(10,283,403)
運用による買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動額		506,885	44,849	64,463	5,704	571,348	50,553
期末における買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産		22,382,321	1,980,388	366,091,419	32,391,769	388,473,740	34,372,157

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズ  
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書

2009年11月30日終了年度

	注記	ゴールドマン・サックス 米国債券ポートフォリオ (米ドル建て)		G S 新成長国通貨債券ファン ド		結合値	
		2009年11月30日終了年度		2009年11月30日終了年度		2009年11月30日終了年度	
		米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
期首における買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産		19,616,319	1,735,652	136,884,709	12,111,559	156,501,028	13,847,211
買戻可能参加受益証券発行受取額	8	-	-	179,599,287	15,890,945	179,599,287	15,890,945
買戻可能参加受益証券買戻支払額	8	(1,766,711)	(156,319)	(55,518,379)	(4,912,266)	(57,285,090)	(5,068,585)
運用による買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動額		4,025,828	356,205	38,608,424	3,416,073	42,634,252	3,772,279
期末における買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産		21,875,436	1,935,539	299,574,041	26,506,311	321,449,477	28,441,850

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

[次へ](#)

## ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズ

財務書類に対する注記(未監査)

2010年5月31日に終了した6か月間

## 1. 組織

ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズ(以下「ファンド」という。)は、1990年ユニット・トラスト法およびこれに基づいて制定された規則に基づき、アイルランド金融規制当局(以下「金融当局」という。)により認可および規制を受け、アンブレラ型ファンドとして組成された投資信託である。

ファンドは、2010年5月31日現在、以下の運用サブ・ファンド(以下「サブ・ファンド」という。)および受益証券クラスで構成されている。

サブ・ファンド	クラス	通貨	運用開始日
ゴールドマン・サックス米国債券ポートフォリオ(米ドル建て)	米ドルクラス受益証券	米ドル	2001年11月14日
G S 新成長国通貨債券ファンド	米ドルクラス受益証券	米ドル	2008年1月31日
G S 新成長国通貨債券ファンド	ユーロクラス受益証券	ユーロ	2008年1月31日
G S 新成長国通貨債券ファンド	日本円クラス受益証券	日本円	2008年1月31日
G S 新成長国通貨債券ファンド	米ドル普通クラス受益証券	米ドル	2009年7月27日

下表は、サブ・ファンドが投資するマスター・ポートフォリオを示している。

サブ・ファンド	マスター・ファンド
ゴールドマン・サックス米国債券ポートフォリオ(米ドル建て)	ゴールドマン・サックス・ファンズS I C A V - ゴールドマン・サックス米国債券ポートフォリオ
G S 新成長国通貨債券ファンド	ゴールドマン・サックス・ファンズS I C A V - ゴールドマン・サックス・グローバル・エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオ

## 2. 投資目的

ファンドの各クラス受益証券発行受取額のすべてまたは実質的にすべてが、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき「変動資本を有する会社型投資信託」として設立された投資会社であるゴールドマン・サックス・ファンズS I C A V(以下「マスター・ファンド」という。)のIクラス投資証券(米国債券ポートフォリオ(米ドル建て))およびI X Oクラス投資証券(新成長国通貨債券ファンド)に投資される。したがって、上に列挙されている各サブ・ファンドの各クラス受益証券発行受取額のすべてまたは実質的にすべては、米国債券ポートフォリオ(米ドル建て)についてはマスター・ファンド(以下「マスター・ポートフォリオ」という。)のIクラス投資証券に、G S 新成長国通貨債券ファンドについてはI X Oクラス投資証券に投資される。サブ・ファンドの投資目的は、収益確保と資本の増大から構成される高水準のトータル・リターンである。各サブ・ファンドのごく一部が、流動性確保およびそのサブ・ファンドによる支払期限の到来した費用支払いのために、現金として保有されるかまたは流動性商品に投資されることがあるが、かかる投資は当該サブ・ファンドの純資産価額の10%を超えないものとする。

## 3. 重要な会計方針

## (a) 財務書類の基礎

本財務書類(未監査)の結合値は、ファンドの機能通貨である米ドルで表示されている。金融資産および負債は、F R S 第26号「金融商品:測定」で規定されるように、「損益を通じて公正価値」で保有されている。その他の金融資産および負債は取得原価で、買戻可能参加受益証券の場合は買戻価額で計上される。本財務書類(未監査)は、アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められている会計基準および1990年ユニット・トラスト法を構成するアイルランド法に従い作成されている。

本財務書類(未監査)の作成にあたり、経営陣は、本財務書類(未監査)および添付の注記の報告額に影響を与えうる一定の見積りおよび仮定を行うことが要求される。実際の結果は、かかる見積りと異なることがある。真実かつ公正な価値を与える財務書類の作成についてアイルランドにおいて一般に公正妥当と認められている会計基準は、アイルランド勅許会計士協会が公表し、会計基準審議会により発行されたものである。



本財務書類(未監査)は取得原価主義に基づいて作成されているが、損益を通じて公正価値で保有する金融資産及び金融負債の再評価による修正が加えられている。

本財務書類(未監査)中の書式および一定の文言は、FRS第3号「財務実績の報告」を適用しているため、ゴールドマン・サックス・マネジメント(アイルランド)リミテッド(以下「管理会社」という。)は、これらの財務書類が投資信託としてのファンドの性質をより適正に反映していると考えている。管理会社の意見では、本財務書類(未監査)は、記載されている変更も含め、1990年ユニット・トラスト法によって要求される情報を提供している。

#### FRS第29号「金融商品：開示」の改訂

2009年1月1日以降に開始する会計期間より、FRS第29号「金融商品：開示」の改訂(「FRS第29号の改訂」)は、公正価値測定に使用される評価手法へのインプットの優先順位を決める、公正価値ヒエラルキーを規定している。当該ヒエラルキーは、同一の資産および負債についての活発な市場における未調整の相場価格に、最も高い優先順位を与えており(レベル1の測定)、観測不能なインプットに、最も低い優先順位を与えている(レベル3の測定)。

FRS第29号の改訂は、非デリバティブおよびデリバティブ金融負債に関してFRS第29号に基づいて要求される従来の流動性リスクの開示を改訂するものでもある。

適用初年度において、比較情報の提供は要求されていない。

詳細については、注記3(c)3.3を参照のこと。

### (b) 投資取引および関連投資収益

ファンドは投資取引を取引日基準で計上している。実現損益は、先入先出法(以下「FIFO」という。)に基づいている。受取配当金および支払配当金は配当落ち日に計上され、受取利息および支払利息は投資の年数にわたり計上される。受取利息は市場割引および発行割引の償却、ならびにプレミアム償却を含み、投資の年数にわたり収益に計上される。受取利息および受取配当金は、源泉徴収税(もしあれば)控除前の総額で認識される。

### (c) 有価証券に対する投資および評価

#### (1) 分類

損益を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債は、売買目的保有に分類される、あるいは損益を通じて公正価値で測定することを指定された金融資産または金融負債である。売買目的保有に分類された金融投資には、集合投資スキームがある。

損益を通じて公正価値で測定されない金融資産には、未収金が含まれる。

損益を通じて公正価値で測定されない金融負債には、未払金および買戻可能受益証券から生じる金融負債が含まれる。

#### (2) 認識

ファンドは、金融資産および金融負債を、当該投資の契約条項の当事者となった日付で認識する。金融資産および金融負債の購入および売却は、取引日に認識される。取引日より、金融資産または金融負債の公正価値の変動による損益はすべて損益計算書に計上される。

#### (3) 公正価値測定の原則

損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債は、FRS第26号に準拠して評価される。金融資産および金融負債は当初、取引価格で計上され、当初の認識以降、公正価値で測定される。「損益を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債」の公正価値の変動から発生する損益は、発生した期間に係る損益計算書において表示される。

受取勘定に分類される金融資産は、減損(もしあれば)控除後の取得原価で計上される。損益を通じて公正価値で測定される以外の金融負債は、取得原価で測定される。ファンドが発行した買戻可能参加受益証券から生じる金融負債は、買戻可能参加受益証券保有者に帰属するファンドの純資産(以下「純資産」という。)の残存価額に対する投資家の権利を表す買戻価額で計上される。

取引値がない、または取締役会が任命し、受託会社が承認する人物(以下「適格者」という。)が取引値が著しく不正確であると判断する有価証券を含む、すべての有価証券の公正価値は、適格者が定めた手続きに従って算定される。

適用される法律に従い、投資顧問会社自身、独立の値付機関またはその他がこうした適格者となる。2010年5月31日および2009年11月30日終了期間における適格者は、ゴールドマン・サックス・パリュエーション・オーバーサイト・グループ(以下「VOG」という。)であった。

2010年5月31日現在、この方法を用いて評価が行われた資産はなかった(2009年11月30日現在、この方法を用いて評価が行われた資産はなかった)。

### (3.1) 集団投資スキームへの投資

集合投資スキーム等のオープン・エンド型投資信託への投資の公正価値は、その英文目論見書に要約されているとおり、適用されるファンドの評価方針に従い、そのファンドにより提供される1口当り純資産価額に基づいている。

### (3.2) すべての有価証券

第三者の値付機関またはディーラーから時価が入手できない場合、当該投資の公正価値は評価手法を用いて算定される。こうした有価証券およびデリバティブは、適格者が算定する実現可能性の高い価値で評価される。

投資は、一般的に公正妥当と認められた会計原則に従い評価されており、特定の見積および仮定の使用が要求される。これらの見積および仮定は、入手可能な最良の情報に基づいているが、実際の結果はこれらの見積と大きく異なることがある。

### (3.3) 金融投資の公正価値

F R S 第29号の改訂に基づく公正価値ヒエラルキーの3つのレベルは以下の通りである。

レベル1 - 同一の資産または負債についての活発な市場における未調整の相場価格。

レベル2 - 直接的に(価格として)または間接的に(価格から導かれる)のいずれかに関わらず、資産または負債についてのレベル1内に含まれる相場価格以外の観測可能なインプット。

レベル3 - 資産または負債についての観測可能な市場データに基づいていないインプット(観測不能なインプット)。

全体としての公正価値測定が分類される公正価値ヒエラルキーのレベルは、全体としての公正価値測定に対して重要であるインプットのうち最も低いレベルのインプットに基づき決定される。この目的のため、インプットの重要性は全体としての公正価値測定に対して評価される。公正価値測定が観測可能なインプットを使用する場合であっても、当該インプットが観測不能なインプットに基づく重要な調整を必要とする場合、当該測定はレベル3の測定である。全体としての公正価値測定に対する特定のインプットの重要性を評価するには、資産または負債に特有な要素を考慮し、判断が要求される。

以下の表は、公正価値で認識された金融投資を表しており、前述の3つの異なるレベルの内訳である。

ゴールドマン・サックス米国債券ポートフォリオ(米ドル建て)				
2010年5月31日現在の公正価値測定				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
損益を通じて公正価値で測定される金融資産	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
集合投資スキーム	22,449,021	-	-	22,449,021
合計	22,449,021	-	-	22,449,021

GS新成長国通貨債券ファンド				
2010年5月31日現在の公正価値測定				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
損益を通じて公正価値で測定される金融資産	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
集合投資スキーム	368,066,656	-	-	368,066,656
合計	368,066,656	-	-	368,066,656

2010年5月31日終了期間において、公正価値で計上された金融資産および金融負債について、公正価値ヒエラルキーのレベル1およびレベル2の間での重要な振替はなかった。

当期においてファンドはレベル3の投資を保有していなかったため、報告期間の期首および期末の間におけるレベル3に分類される金融投資の公正価値の変動に対する調整は表示されていない。

(d) 現金

現金は取得原価で評価され、時価に近似する。

(e) 外貨の換算

外貨建て取引は、取引日現在の実効為替レートで換算される。外貨建ての資産および負債は、期末日現在における為替の実効クローリング・レートで米ドルに換算される。外貨の換算、ならびに資産および負債の徐却または清算による実現損益から生じる換算差額は、損益計算書に計上される。損益を通じて公正価値で測定する投資有価証券およびデリバティブ金融投資に係る為替差損益、ならびに現金および現金等価物を含む貨幣項目に係るその他すべての為替差損益は、損益計算書の実現投資純利益/(損失)または未実現投資利益/(損失)の純変動額に反映される。

(f) 財務費用

買戻可能参加受益証券に係る未払分配金は、損益計算書に財務費用として認識される。

(g) 買戻可能受益証券

ファンドによって発行されたすべての買戻可能受益証券は、投資家に対して、買戻日におけるファンドの純資産の持分投資割合に相当する現金に買戻す権利を提供する。

F R S第25号「金融商品：開示および表示」に準拠して、かかる投資は、買戻価額で資産負債計算書に金融負債として分類される。ファンドは、英文目論見書に従い受益証券買戻しを行う契約責任を負っている。

## 4. 税金

アイルランドの現行法および慣行に基づき、ファンドは、1997年租税統合法(改正済)第739条Bに定義される投資信託としての資格を有している。したがって、ファンドは、収益またはキャピタル・ゲインにアイルランド税を課されない。

ファンドは、課金事象が発生した場合以外は、収益および利益にアイルランド税を課されない。課金事象には、受益者に対する分配金支払、もしくは受益証券の現金化、買戻しまたは譲渡、受益証券の処分または解約、あるいは当該受益証券の取得日から8年毎の受益証券のみなし売却が含まれるが、以下の者に対してはこの限りではない。

(a) 課金事象の時点で税務上、アイルランドの居住者でなく、アイルランドの通常の居住者でもない受益者で、ファンドにその旨の関連宣言書を提出した者、および

(b) 一定のアイルランド税の免除対象となっている居住者である受益者で、必要な署名の入った法定宣言書をファンドに提供した者

以下は、課金事象に含まれない。

( ) アイルランドの歳入委員会の命令で指定された認定済決済システムにおいて保有される受益証券に関する取引

( ) ファンドの受益者への支払が行われない通常取引での、受益者によるファンドの他の受益証券への交換

( ) ファンドの適格な統合または再構築によって生じる受益証券と他のファンドの交換、または

( ) 配偶者や前配偶者との間で一定の条件の下に行われた受益者による受益証券所有権の譲渡

ファンドは、適切な宣言書がない場合は、課金事象の発生によりアイルランドの税金が課せられ、ファンドは受益者から当該税金を源泉徴収する権利を留保する。ファンドが受け取ったキャピタル・ゲイン、配当金および利息には、投資の発行体が本拠地を置く国の源泉徴収税を含む税金が課せられることがある。こうした税金はファンドまたはその受益者に還付されない可能性がある。

## 5. 損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債

2010年5月31日および2009年11月30日現在、損益を通じて公正価値で測定する金融資産は以下の通りである。

## ゴールドマン・サックス米国債券ポートフォリオ(米ドル建て)

	2010年5月31日現在 米ドル	2009年11月30日現在 米ドル
売買目的保有		
投資 - 買建	22,449,021	21,921,252

## G S 新成長国通貨債券ファンド

	2010年5月31日現在 米ドル	2009年11月30日現在 米ドル
売買目的保有		
投資 - 買建	368,066,656	302,442,499

## 6. 重要な契約および関連会社

## 管理会社

ファンドの関連会社であるゴールドマン・サックス・マネジメント(アイルランド)リミテッド(以下「管理会社」という。)は、ファンドの管理会社として従事し、ファンドの管理および運用の責任を負う。管理会社は、この業務に対しサブ・ファンドごとに5,000米ドルの年間管理報酬を受領する資格を有する。

## 投資顧問会社

管理会社は、ファンドに代わり、ファンドの関連会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル(以下「投資顧問会社」という。)をファンドの投資顧問会社に任命している。投資顧問会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社をファンドの副投資顧問会社に任命している。投資顧問会社は、G S 新成長国通貨債券ファンド向けの業務に対して、純資産価額の年率0.80%の報酬を受取る資格を有する。当期において投資顧問会社が稼得した金額は1,396,502米ドル(2009年5月31日終了期間:540,000米ドル)であった。投資顧問会社は、ゴールドマン・サックス米国債券ポートフォリオ(米ドル建て)向けの業務に対する報酬を請求しなかったが、関連するマスター・ポートフォリオの投資顧問会社としての報酬は受領する。管理会社および投資顧問会社は、経常費用(業務提供者への報酬および関連するマスター・ポートフォリオが負担する費用を含む。)が下表の金額を超える場合、投資顧問会社が超過した費用を払戻すことに合意している。

サブ・ファンド	費用上限額 (%)	マスター・ファンド において実際に発生 した費用(%)	サブ・ファンドの 実際のファンド費用 上限額(%)
ゴールドマン・サックス米国債券ポートフォリオ(米ドル建て)	2.50%	0.71%	0.79%
G S 新成長国通貨債券ファンド	2.50%	0.36%	1.88%

2010年5月31日終了期間において、投資顧問会社がファンドに払戻した費用は347,357米ドル（2009年5月31日終了期間：52,353米ドル）であった。

マスター・ポートフォリオのIクラス投資証券およびIXOクラス投資証券の購入および売却に関する販売手数料はない。

#### 管理事務代行会社

管理会社は、管理事務代行契約に従い、ステート・ストリート・ファンド・サービシズ（アイルランド）リミテッドにファンドの管理事務代行会社としての権限を委任している。管理事務代行会社は、純資産価額の計算および財務書類の作成を含むファンド業務の管理事務に責任を負う。管理事務代行会社は、その業務に対して、1か月当たり最高2,500米ドルの報酬をファンドの資産から毎月後払いで受領する。

#### 受託会社

ステート・ストリート・カストディアル・サービシズ（アイルランド）リミテッド（以下「受託会社」という。）は、信託証書に従い、ファンドの受託会社として従事している。受託会社は、信託証書に従い、当該受託会社の保管組織において当該受託会社の管理のもとに保有されているファンドの全資産の保護預りを行う。受託会社は、その業務に対して、各サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%に相当する金額の報酬をファンドの資産から毎月後払いで受領する。

#### 販売会社および代行協会員

管理会社は、ファンドの関連会社であるゴールドマン・サックス・インターナショナル（以下「G S I」という。）を受益証券の販売会社に任命している。G S Iは、ファンドの関連会社であるゴールドマン・サックス証券株式会社を日本における販売会社に任命している。管理会社は、ファンドの関連会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社に、日本における代行協会員として従事することを任命している。

サブ・ファンドは、日本における販売会社および代行協会員に対し、ゴールドマン・サックス米国債券ポートフォリオ（米ドル建て）については日々の純資産価額の年率0.52%、G S 成長国通貨債券ファンドについては日々の純資産価額の年率0.83%を合わせて、両任務の報酬として四半期毎の後払いで支払う。当期の販売会社報酬および代行協会員報酬は、1,506,334米ドル（2009年5月31日終了期間：612,612米ドル）であった。

## 名義書換事務代行会社

サブ・ファンドは、ファンドと名義書換事務代行会社との間で締結された登録・名義書換事務代行契約に基づき、RBCデクシア・インベスター・サービス(アイルランド)リミテッドをファンドの登録・名義書換事務代行会社(以下「名義書換事務代行会社」という。)に任命した。当該名義書換事務代行会社がファンドに提供する日々の業務には、買付申込および買戻請求の受付および処理、受益証券の割当および発行、ならびに受益証券の受益者登録の保持が含まれる。名義書換事務代行会社には、ファンドの純資産から四半期毎の後払いで報酬が支払われる。当期の名義書換事務代行会社報酬は、14,460米ドル(2009年5月31日終了期間:14,084米ドル)であった。

## 受益者サービス代行会社

G S Iはまた、ヨーロッパ・シェアホルダー・サービス・グループを介して、ファンドから報酬を受領する。これはファンドの受益者に提供された投資家サービスに関するもので、ファンドの資産から四半期毎に後払いで支払われ、ファンドの純資産価額の年率0.01%と年間10,000米ドルのいずれか低い方の額を超過することはない。当期のG S Iへの報酬は、9,980米ドル(2009年5月31日終了期間:7,735米ドル)であった。

## 7. 実現および未実現投資純利益/(損失)

2010年5月31日および2009年5月31日終了期間における損益計算書に示された、金融資産および金融負債の売買による実現および未実現投資純利益/(損失)の内訳は以下の通りである。

## 2010年5月31日終了期間

	ゴールドマン・ サックス米国債券 ポートフォリオ (米ドル建て)	G S 新成長国通貨 債券ファンド	結合値
	米ドル	米ドル	米ドル
投資有価証券に係る実現純(損失)/利益	(2,260)	4,988,002	4,985,742
実現投資純(損失)/利益	(2,260)	4,988,002	4,985,742
投資有価証券に係る未実現損失の純変動額	(367,107)	(12,703,452)	(13,070,559)
未実現投資損失の純変動額	(367,107)	(12,703,452)	(13,070,559)

## 2009年5月31日終了期間

	ゴールドマン・ サックス米国債券 ポートフォリオ (米ドル建て)	G S 新成長国通貨 債券ファンド	結合値
	米ドル	米ドル	米ドル
投資有価証券に係る実現純損失	(284,864)	(40,110,230)	(40,395,094)
実現投資純損失	(284,864)	(40,110,230)	(40,395,094)
投資有価証券に係る未実現利益の純変動額	421,254	58,723,438	59,144,692
未実現投資利益の純変動額	421,254	58,723,438	59,144,692

## 8. 資本

ゴールドマン・サックス米国債券ポートフォリオ(米ドル建て)の最低当初申込額は、1,500米ドル、1,500ユーロまたは150,000日本円であり、管理会社による他の決定がない限り、これを下回ることはない。

G S新成長国通貨債券ファンドの最低当初申込額は、100米ドル、100ユーロまたは10,000日本円であり、管理会社による他の決定がない限り、これを下回ることはない。

資本の変動は、買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書において示されている。ファンドは必要に応じて買戻しを行うための十分な流動性を維持しつつ、受益証券の発行収入を適切な投資有価証券に投資している。

以下は、2010年5月31日終了期間における各サブ・ファンドの買戻可能参加受益証券の変動を要約したものである。

	2009年12月1日 現在の残高	申込口数	買戻口数	2010年5月31日 現在の残高
ゴールドマン・サックス米国債券 ポートフォリオ(米ドル建て)				
米ドルクラス受益証券	1,628,151,827	-	-	1,628,151,827
G S新成長国通貨債券ファンド				
米ドルクラス受益証券	963,039	313,673	(303,423)	973,289
ユーロクラス受益証券	167,164	151,254	(98,058)	220,360
日本円クラス受益証券	657,084	76,956	(95,962)	638,078
米ドル普通クラス受益証券	11,796,576	11,333,468	(5,694,465)	17,435,579

以下は、2009年11月30日終了年度における各サブ・ファンドの買戻可能参加受益証券の変動を要約したものである。

	2008年12月1日 現在の残高	申込口数	買戻口数	2009年11月30日 現在の残高
ゴールドマン・サックス米国債券 ポートフォリオ(米ドル建て)				
米ドルクラス受益証券	1,780,878,158	-	(152,726,331)	1,628,151,827
G S新成長国通貨債券ファンド				
米ドルクラス受益証券	964,476	305,854	(307,291)	963,039
ユーロクラス受益証券	168,297	57,168	(58,301)	167,164
日本円クラス受益証券	656,981	132,385	(132,282)	657,084
日本円クラス受益証券	-	12,805,244	(1,008,668)	11,796,576

## 9. 純資産価額(NAV)

以下の表は、2010年5月31日終了期間、ならびに2009年11月30日および2008年11月30日終了年度における純資産価額および1口当り純資産価額を要約したものである。

	2010年5月31日現在		2009年11月30日現在	
	純資産価額	1口当り 純資産価額	純資産価額	1口当り 純資産価額
ゴールドマン・サックス米国債券ポートフォリオ(米ドル建て)				
米ドルクラス受益証券	22,382,321米ドル	0.01370米ドル	21,875,436米ドル	0.01340米ドル
	2008年11月30日現在			
	純資産価額	1口当り 純資産価額		
ゴールドマン・サックス米国債券ポートフォリオ(米ドル建て)				
米ドルクラス受益証券	19,616,319米ドル	0.01101米ドル		

	2010年5月31日現在		2009年11月30日現在	
	純資産価額	1口当り 純資産価額	純資産価額	1口当り 純資産価額
GS新成長国通貨債券ファンド				
米ドルクラス受益証券	101,065,895米ドル	103.83955米ドル	97,494,551米ドル	101.23634米ドル
ユーロクラス受益証券	27,329,047ユーロ	124.02ユーロ	16,667,682ユーロ	99.71ユーロ
日本円クラス受益証券	4,582,875,436円	7,182.31225円	4,537,875,237円	6,906.07880円
米ドル普通クラス受益証券	180,858,267米ドル	10.37294米ドル	124,437,764米ドル	10.54863米ドル
	2008年11月30日現在			
	純資産価額	1口当り 純資産価額		
GS新成長国通貨債券ファンド				
米ドルクラス受益証券	73,882,259米ドル	76.60354米ドル		
ユーロクラス受益証券	15,079,325ユーロ	89.59960ユーロ		
日本円クラス受益証券	4,178,235,281円	6,359.75133円		



## 10. 配当金

2010年5月31日終了期間において、G S新成長国通貨債券ファンドについて、以下の配当金が支払われた。

配当落ち日	支払日	内訳	日本円	米ドル
2010年1月15日	2010年1月21日	1口当たり100.00円の配当金	64,491,607	-
2010年3月15日	2010年3月18日	1口当たり100.00円の配当金	63,263,717	-
2010年5月17日	2010年5月20日	1口当たり100.00円の配当金	63,373,095	-
2009年12月15日	2009年12月18日	1口当たり0.07米ドルの配当金	-	913,508
2010年1月15日	2010年1月21日	1口当たり0.07米ドルの配当金	-	967,687
2010年2月16日	2010年2月19日	1口当たり0.07米ドルの配当金	-	1,110,743
2010年3月15日	2010年3月18日	1口当たり0.08米ドルの配当金	-	1,419,299
2010年4月15日	2010年4月20日	1口当たり0.08米ドルの配当金	-	1,420,847
2010年5月17日	2010年5月20日	1口当たり0.08米ドルの配当金	-	1,392,292

2009年5月31日終了期間において、以下の配当金が支払われた。

配当落ち日	支払日	内訳	日本円	米ドル
2009年1月15日	2009年1月21日	1口当たり130.00円の配当金	83,049,848	-
2009年3月16日	2009年3月23日	1口当たり130.00円の配当金	82,141,819	-
2009年5月15日	2009年5月20日	1口当たり130.00円の配当金	64,880,689	-

## 11. 金融投資および関連リスク

注記1に要約されているとおり、ファンドはマスター・ポートフォリオにのみ投資している。

マスター・ポートフォリオを通じたファンドの投資活動により、ファンドは、金融投資ならびにファンドおよびその基礎となるサブ・ファンドが投資する市場に付随するさまざまな種類のリスクにさらされている。ファンドの投資ポートフォリオは、期末日現在、集合投資スキームからなっている。ファンドがさらされる金融リスクのうちで重要なものは、市場リスク、流動性リスクおよび信用リスクである。英文目論見書には、これらのリスクやその他のリスクの詳細が記載されており、その一部は本財務書類に記載の内容に対する追加情報である。

資産配分はファンドの投資顧問会社によって決定され、同社は注記2に詳述されている投資目的を達成するために資産配分を管理する。当該投資目的の達成は、リスクを伴うものである。投資顧問会社は、投資決定に際し、分析、調査およびリスク管理手法に基づき判断を行う。ベンチマークおよび/または資産配分目標からの乖離ならびにポートフォリオの構成は、ファンドの投資顧問会社によってモニターされる。

ファンドが採用しているリスク管理方針の詳細は以下の通りである。

## ・市場リスク

ファンドの投資ポートフォリオの公正価値が変動する可能性を市場リスクという。一般に用いられる市場リスクのカテゴリには、通貨リスク、金利リスクおよびその他の価格リスクが含まれる。

- ・ 通貨リスクは、スポット価格、先渡価格および為替レートの変動に対するエクスポージャーによって生じる可能性がある。
- ・ 金利リスクは、様々な利回り曲線の水準、勾配および曲率の変化、金利の変動、モーゲージの期限前償還率および信用スプレッドに対するエクスポージャーにより生じる可能性がある。
- ・ その他の価格リスクは、通貨リスクまたは金利リスクから生じる以外の市場価格の変動の結果、商品の価値が変動するリスクであり、個別銘柄株式、株式バスケット、株価指数および商品の価格の変動およびボラティリティに対するエクスポージャーにより生じる可能性がある。

ファンドの市場リスク戦略はファンドの投資のリスクとリターンの目標による。

取締役会は、投資顧問会社を任命した。投資顧問会社は、リスク予算編成方針の適用によって市場リスクを管理している。投資顧問会社は、リスク予算編成フレームワークを用いて、予想または推定（すなわち見通し）トラッキング・エラーと一般に称される適切なリスク・ターゲットを決定する。

ポートフォリオ管理チームから独立した投資顧問会社の市場リスク分析グループ（以下「IMD MRA」という。）は、マスター・ファンドとサブ・ファンドの両レベルについて、推定ベースと実現ベースの両方でトラッキング・エラーをモニターする。トラッキング・エラーはポートフォリオ管理システムによって設定される。IMD MRAは、ポートフォリオの推定トラッキング・エラー（およびこれに関連する、予想された数値の範囲内でのリスク・エクスポージャーの集中）ならびに様々な投資戦略にわたる分散を分析し、更に複数の期間にわたる実現トラッキング・エラーおよび関連するリターンのパターンを検証する。これらの分析では、ポートフォリオのリスクとリターンを生む様々な通貨、金利およびその他の価格リスクの変数間の多くの相互依存性を組み込んで検討する。上述の測定は年2回以上の頻度で取締役会に報告される。

報告日現在のファンドの投資ポートフォリオの詳細については、投資有価証券明細表において開示されている。

#### （ ）通貨リスク

ファンドが投資するマスター・ポートフォリオは、金融投資に投資し、機能通貨以外の通貨建て取引を締結することができる。したがってファンドは、外貨に対する機能通貨の為替レートが変動し、機能通貨以外の通貨建てのファンドの資産または負債の一部の価値がマイナスの影響を受けるリスクにさらされる可能性がある。

下表は、通貨市場の変動に伴って生じることが予測されるマスター・ポートフォリオの損益を示した感応度分析である。この感応度分析は、他のすべての通貨を一定とした場合のある通貨のサブ・ファンドの基準通貨に対する変動に基づくものであるが、「ポートフォリオ合計」は、すべての通貨が基準通貨に対して同じパーセンテージ下落するという仮定に基づいている。

#### ゴールドマン・サックス米国債券ポートフォリオ（米ドル建て）

2009年11月30日現在、通貨リスク		
基準通貨：米ドル		
通貨	通貨が15%変動した場合にNAVが受ける影響	
	上昇	下落
ユーロ	0.2%	(0.2%)
カナダ・ドル	0.1%	(0.1%)
豪ドル	0.1%	(0.1%)
英ポンド	(0.1%)	0.1%
ポートフォリオ合計	0.3%	(0.3%)

2010年5月31日現在、ゴールドマン・サックス米国債券ポートフォリオ（米ドル建て）は、通貨リスクに対する重要なエクスポージャーを有していない。

## G S 新成長国通貨債券ファンド

2010年5月31日現在、通貨リスク		
基準通貨：米ドル		
通貨	通貨が15%変動した場合にNAVが受ける影響	
	上昇	下落
メキシコ・ペソ	1.6%	(1.6%)
新トルコ・リラ	1.5%	(1.5%)
南アフリカ・ランド	1.5%	(1.5%)
ポーランド・ズロチ	1.4%	(1.4%)
インドネシア・ルピア	1.4%	(1.4%)
マレーシア・リンギット	1.4%	(1.4%)
その他の通貨	5.9%	(5.9%)
ポートフォリオ合計	14.7%	(14.7%)

2009年11月30日現在、通貨リスク		
基準通貨：米ドル		
通貨	通貨が15%変動した場合にNAVが受ける影響	
	上昇	下落
ブラジル・リアル	1.6%	(1.6%)
メキシコ・ペソ	1.3%	(1.3%)
新トルコ・リラ	1.2%	(1.2%)
韓国ウォン	1.2%	(1.2%)
南アフリカ・ランド	1.1%	(1.1%)
ロシア・ルーブル	1.0%	(1.0%)
その他の通貨	7.6%	(7.6%)
ポートフォリオ合計	15.0%	(15.0%)

投資先のファンドの機能通貨と異なる通貨建てのクラス受益証券に投資家が投資する場合、投資家の通貨リスクはファンドの通貨リスクと異なる可能性がある。

上記の分析は、1年の間に合理的に生じる可能性のある通貨市場の変動に伴う損益を示したものであり、これらは市場の変動、ならびに相関関係および流動性の変化によって全体の損益がさらに大きくなる場合のストレス・シナリオを含んでいない。

## ( ) 金利リスク

ファンドが投資するマスター・ポートフォリオは、固定利付証券に投資している。特定の有価証券に関連する金利の変動により、投資顧問会社は契約終了時または有価証券売却時に類似の水準のリターンを確保することができなくなる可能性がある。また、金利の変動または将来の予測レートの変動により、保有する有価証券の価値の増減が生じる可能性がある。一般に、金利が上昇すれば固定利付証券の価値は下落する。金利の下落により一般にそれとは逆の効果が生じる。すべての固定利付証券および変動利付証券は、それぞれのクーポンおよび満期日とあわせて投資有価証券明細表に開示されている。

ファンドが投資するマスター・ポートフォリオは、希望する通貨建ての固定利付商品、変動利付商品およびゼロ金利商品に投資することができる。

下表は、マスター・ポートフォリオ内の様々な通貨に適用される金利に対する金利エクスポージャー、および金利の変動に伴う損益を示している。この感応度分析は、他のすべての通貨を一定とした場合のある通貨に適用される金利の変動に基づくものであるが、「ポートフォリオ合計」は、すべての通貨が基準通貨に対して同じパーセンテージ下落するという仮定に基づいている。50bpの平行移動とは、曲線に沿ったすべての金利が50bpの上昇または下落(すなわち、0.5%の上昇または下落)によって変動することを意味する。

ゴールドマン・サックス米国債券ポートフォリオ(米ドル建て)

2010年5月31日現在、金利リスク		
通貨	50bp平行移動した場合にNAVが受ける影響	
	上昇	下落
米ドル	(2.1%)	2.1%
ユーロ	(0.1%)	0.1%
英ポンド	(0.1%)	0.1%
ポートフォリオ合計	(2.3%)	2.3%

2009年11月30日現在、金利リスク		
通貨	50bp平行移動した場合にNAVが受ける影響	
	上昇	下落
米ドル	(2.0%)	2.1%
ポートフォリオ合計	(2.0%)	2.1%

G S 新成長国通貨債券ファンド

2010年5月31日現在、金利リスク		
通貨	50bp平行移動した場合にNAVが受ける影響	
	上昇	下落
メキシコ・ペソ	(0.3%)	0.3%
南アフリカ・ランド	(0.3%)	0.3%
インドネシア・ルピア	(0.3%)	0.3%
ポーランド・ズロチ	(0.2%)	0.2%
コロンビア・ペソ	(0.2%)	0.2%
ブラジル・レアル	(0.2%)	0.2%
その他の通貨	(0.7%)	0.7%
ポートフォリオ合計	(2.2%)	2.2%

2009年11月30日現在、金利リスク		
通貨	50bp平行移動した場合にNAVが受ける影響	
	上昇	下落
米ドル	(0.3%)	0.3%
ブラジル・レアル	(0.2%)	0.2%
南アフリカ・ランド	(0.1%)	0.1%
ポーランド・ズロチ	(0.1%)	0.1%
メキシコ・ペソ	(0.1%)	0.1%
インドネシア・ルピア	(0.1%)	0.1%
その他の通貨	(0.6%)	0.6%
ポートフォリオ合計	(1.5%)	1.5%

上記の分析は、合理的に生じる可能性のある金利市場の変動に伴う損益を示したものであり、金利および信用曲線の双方について勾配の変動は考慮していない、また、これらのシナリオは、市場の変動、ならびに相関関係および流動性の変化によって全体の損益がさらに大きくなる場合のストレス・シナリオを含んでいない。

( ) その他の価格リスク

その他の価格リスクは、通貨リスクまたは金利リスク以外から生じる市場価格の変動の結果、金融投資の価値が変動するリスクであり、個々の投資有価証券またはその発行体に固有の要因、あるいは市場で取引されている金融投資に影響を及ぼす何らかの要因により発生する。

ファンドの金融投資は公正価値で計上され、公正価値の変動を損益計算書に認識しているため、すべての市況の変動は買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産に直接影響を及ぼす。

ファンドは、その他の価格リスクに対する重要なエクスポージャーを有していない。

通貨、金利およびその他の価格リスクは、上述の総合的な市場リスク管理プロセスの一環としてファンドの投資顧問会社によって管理される。

( ) 感応度分析の限界

感応度分析には、以下のいくつかの限界がある。

- ・ 当該分析は過去のデータに基づいており、将来の市場価格の変動、市場間の相関関係および市場の流動性の水準が過去の傾向と異なる可能性があるという事実を考慮に入れることができない。
- ・ 当該分析は正確な数値というよりはむしろ、リスクについての相対的な見積りである。
- ・ 当該分析は仮説上の結果を表すもので、予測を意図したものではない。
- ・ 将来における市場の諸条件は、過去の経験と著しく異なる可能性がある。

・ 流動性リスク

流動性リスクとは、ファンドが現金またはその他の金融資産の受渡しにより決済される金融負債に関する債務の履行において困難に直面するリスクである。特に流動性が低下する恐れがあるのは、担保付および/または無担保の資金調達源を確保できない場合、資産が売却できない場合、予測できない現金または担保の流出が起きた場合である。このような状況は、一般市場の混乱、あるいはファンドまたは第三者に影響を与えるオペレーション上の問題など、ファンドの管理の及ばない状況により発生することがある。さらに、資産売却能力は、他の市場参加者が同時期に類似の資産を売却しようとする場合に低下する可能性がある。

ファンドは、受益証券の発行および買戻しを行うため、英文目論見書の条件に従った受益者の買戻しに関連する流動性リスクを負っている。かかる条件には、裁量によって、買戻時の分配金を現金または現物で支払ったり、買戻額をいかなる取引日においても純資産価額の10%に制限したりすることが含まれる。(買戻時の分配金が現物で支払われる場合、受益者は投資顧問会社に、資産を売却し、受領した現金を受益者に分配するよう要求することができる。)

以下の表は、ファンドの純資産の10%超を保有する受益者の内訳である。

ゴールドマン・サックス米国債券ポートフォリオ(米ドル建て)

2010年5月31日現在		2009年11月30日現在	
受益者 1 <sup>1,2</sup>	89.98%	受益者 1 <sup>1,2</sup>	89.98%
受益者 2 <sup>2</sup>	10.02%	受益者 2 <sup>2</sup>	10.02%
合計	100.00%	合計	100.00%

G S新成長国通貨債券ファンド

2010年5月31日現在		2009年11月30日現在	
受益者 1 <sup>2</sup>	50.55%	受益者 1 <sup>2</sup>	58.47%
受益者 2 <sup>2</sup>	44.61%	受益者 2 <sup>2</sup>	38.87%
その他の受益者	4.84%	その他の受益者	2.66%
合計	100.00%	合計	100.00%

<sup>1</sup> ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズの関連当事者である。

<sup>2</sup> 受益者が販売会社である。

注：受益者は特定の期末日における保有高の順に示されている。したがって、2010年5月31日の受益者1は2009年11月30日の受益者1と同一ではない可能性がある。

以下の表は、2010年5月31日および2009年11月30日現在のファンドの流動性リスクを示したものである。負債は最短の決済期日に基づく期日別に分類されている。1年以内に期日が到来する金額は、割引の影響に金額的な重要性がないため、帳簿価額で表示されている。

ゴールドマン・サックス米国債券ポートフォリオ(米ドル建て)

2010年5月31日現在

金融負債(米ドル)	1年以内	1年超	合計 米ドル
未払管理会社報酬	1,859	-	1,859
未払管理事務代行報酬および受託報酬	9,992	-	9,992
未払販売会社報酬および行協会員報酬	37,880	-	37,880
未払監査報酬	22,523	-	22,523
未払弁護士報酬	4,373	-	4,373
未払名義書換事務代行報酬	2,563	-	2,563
未払印刷費	33,981	-	33,981
未払受益者サービス代行会社報酬	3,288	-	3,288
その他の負債	21,582	-	21,582
買戻可能参加受益証券	22,382,321	-	22,382,321
金融負債合計	22,520,361	-	22,520,361

2009年11月30日現在

金融負債(米ドル)	1年以内	1年超	合計 米ドル
未払管理事務代行報酬および受託報酬	5,000	-	5,000
未払販売会社報酬および行協会員報酬	69,740	-	69,740
未払監査報酬	15,645	-	15,645
未払弁護士報酬	11,341	-	11,341
未払名義書換事務代行報酬	2,950	-	2,950
未払印刷費	15,498	-	15,498
未払受益者サービス代行会社報酬	4,482	-	4,482
その他の負債	32,392	-	32,392
買戻可能参加受益証券	21,875,436	-	21,875,436
金融負債合計	22,032,484	-	22,032,484

## G S 新成長国通貨債券ファンド

2010年5月31日現在

金融負債(米ドル)	1年以内	1年超	合計 米ドル
投資購入未払金	1,258,785	-	1,258,785
ファンド受益証券買戻未払金	845,728	-	845,728
未払投資顧問報酬	959,538	-	959,538
未払管理会社報酬	1,446	-	1,446
未払管理事務代行報酬および受託報酬	11,946	-	11,946
未払販売会社報酬および代行協会員報酬	995,521	-	995,521
未払監査報酬	22,523	-	22,523
未払弁護士報酬	134,717	-	134,717
未払名義書換事務代行報酬	10,985	-	10,985
未払印刷費	77,620	-	77,620
未払受益者サービス代行会社報酬	3,288	-	3,288
その他の負債	18,188	-	18,188
買戻可能参加受益証券	366,091,419	-	366,091,419
金融負債合計	370,431,704	-	370,431,704

2009年11月30日現在

金融負債(米ドル)	1年以内	1年超	合計 米ドル
投資購入未払金	1,076,078	-	1,076,078
ファンド受益証券買戻未払金	3,134,695	-	3,134,695
未払投資顧問報酬	356,817	-	356,817
未払管理事務代行報酬および受託報酬	5,000	-	5,000
未払販売会社報酬および代行協会員報酬	2,423,964	-	2,423,964
未払監査報酬	15,645	-	15,645
未払弁護士報酬	7,044	-	7,044
未払名義書換事務代行報酬	9,933	-	9,933
未払印刷費	27,003	-	27,003
未払受益者サービス代行会社報酬	20,000	-	20,000
その他の負債	26,287	-	26,287
買戻可能参加受益証券	299,574,041	-	299,574,041
金融負債合計	306,676,507	-	306,676,507



## ・信用リスク

信用リスクとは、金融投資の一方の当事者が債務の履行を行わないために、もう一方の当事者に金融損失が生じるリスクである。

投資顧問会社は、相手方との取引に関連した信用リスクを軽減するための対策をとっている。相手方と取引を行う前に、投資顧問会社またはその関連会社は、相手方、その事業および風評の信用分析を行い、信用度と風評の双方を評価する。承認された相手方の信用リスクは以後継続的にモニターされ、必要に応じて財務書類および期中財務報告のレビューが定期的に行われる。

信用損失に対するエクスポージャーを軽減するため、スポットの為替契約のみを扱う相手方を除き、店頭デリバティブの相手方との間でマスター・ネットリング契約(以下「MNA」という。)が締結される。MNAによって資産および負債の報告額が相殺されることはないが、債務不履行が生じた場合はその相手方との間の契約がすべて解約されて純額ベースで清算されるため、不利な契約額の範囲内で有利な契約に係る信用リスクは軽減される。

受託会社が保管する現金は受託会社の現金と一緒にプールされることがあり、受託会社が債務超過の場合には、当該サブ・ファンドは、その現金に関して受託会社の一般債権者と同順位になる可能性がある。受託会社が保管する現金以外の資産は、分別保管されており、プールしてはならない。そのため、債務超過の場合でも、受託会社のその他の債権者は利用できない。受託会社は、サブ・ファンドに代わって特定の資産を保有するように副保管会社に任命することもできる。副保管会社が破産または債務超過に陥った場合、当該資産に関するサブ・ファンドの権利を延期、制限または削減することができる。

2010年5月31日現在、信用リスクにさらされていた金融資産は、現金およびその他の債権であった。金融資産の帳簿価額は、報告日現在の信用リスクに対する最大エクスポージャーを最もよく反映している。

2010年5月31日終了期間および2009年11月30日終了年度において、報告日現在の信用リスクに対する最大エクスポージャーの内訳は以下の通りである。

ゴールドマン・サックス米国債券ポートフォリオ(米ドル建て)	2010年5月31日現在	2009年11月30日現在
	米ドル	米ドル
資産		
現金	10	10
投資顧問会社からの払戻金	71,330	110,660
その他の資産	-	562
資産合計	71,340	111,232
G S 新成長国通貨債券ファンド	2010年5月31日現在	2009年11月30日現在
	米ドル	米ドル
資産		
現金	5,349	645
投資顧問会社からの払戻金	255,186	22,589
ファンド受益証券販売未収金	1,917,506	4,181,154
投資売却未収金	187,007	29,620
その他の資産	-	-
資産合計	2,365,048	4,234,008

下記の他に、2010年5月31日または2009年11月30日現在、信用リスクが買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の5%を超えて集中している相手方または発行体はいない。

		2010年5月31日現在	2009年11月30日現在
集中	関係	公正価値に占める割合 (%)	公正価値に占める割合 (%)
ゴールドマン・サックス・ファンズS I C A V - ゴールドマン・サックス米国債券ポートフォリオ	集合投資スキーム の相手方	100.30	100.21
ゴールドマン・サックス・ファンズS I C A V - ゴールドマン・サックス・グローバル・エ マージング・マーケット・デット・ローカル ・ポートフォリオ	集合投資スキーム の相手方	100.54	100.96

投資適格格付を下回る相手方または発行体はない。相手方または発行体は、それ自身が投資適格に格付けされているか、または格付けされていない場合は、関連会社のうちいずれかの企業がかかる格付けを有しており、投資顧問会社の信用リスクおよびアドバイザー部門は、当該格付企業から相手方に対する強力な暗黙の支援があると考えている。

・追加的リスク

( ) 集中リスク

ファンドは限られた数の投資または投資テーマに投資を行うことがある。投資先の数が制限されることにより、それぞれの投資のパフォーマンスが全体のパフォーマンスに与えるプラスまたはマイナスの影響を大きくすることがある。

( ) オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクは、情報、通信、取引の処理手続および決済、ならびに会計処理システムの欠陥によって生じる潜在的損失である。2ページ(訳者注:原文のページ)に記載されているファンドのサービス提供会社は、オペレーショナル・リスクを管理するための統制および手続を維持している。サービス提供会社のサービスレベルの見直しは、定期的に行われる。これらの措置が100パーセント有効であるという保証はない。

( ) 法律、税制および規制リスク

法律、税制および規制の変更により、ファンドは、ファンドの継続期間中にマイナスの影響を受ける可能性がある。

税金について、ファンドは、ファンドが投資する一定の税務管轄地においてキャピタル・ゲイン、利息および配当金に係る税金を課されることがある。

税務当局による税法の解釈および適用は、明確性や一貫性に欠けることがある。課税される可能性が高く、かつ見積可能な税金は、負債として計上されている。しかし、一部の税金は不確定であるため、当年度および過年度の税ポジションを担当している税務当局が将来行う措置、解釈または判断によっては、税金負債の追加、支払利息および罰金が生じる可能性がある。会計基準は、潜在的な税金負債に対して発生するファンドの債務を発生又は移動することで変更される場合がある。したがって、現在は発生する可能性が低い一定の潜在的な税金によって、将来ファンドに追加の税金負債が生じる可能性があり、こうした追加負債は重大なものとなる可能性がある。前述の不確定性により、1口当り純資産価額はファンドの申込時、買戻し時又は持分交換時を含め、ファンドが最終的に負担すべき税金負債を反映しない場合があり、これはその時点において投資家に悪影響を及ぼす場合がある。

英文目論見書には、本財務書類中に開示されていないリスクの詳細が記載されている。

## 12. 金融機関

ゴールドマン・サックス米国債券ポートフォリオ（米ドル建て）の現金は、以下の金融機関に保管されていた。

金融機関	用途	2010年5月31日現在		2009年11月30日現在	
		米ドル	純資産比率 (%)	米ドル	純資産比率 (%)
ステート・ストリート・バンク・アンド・ トラスト・カンパニー	a)	10	0.00%	10	0.00%
現金合計		10	0.00%	10	0.00%

a) 非制限現金口座

G S 新成長国通貨債権ファンドの現金は、以下の金融機関に保管されていた。

金融機関	用途	2010年5月31日現在		2009年11月30日現在	
		米ドル	純資産比率 (%)	米ドル	純資産比率 (%)
ステート・ストリート・バンク・アンド・ トラスト・カンパニー	a)	5,349	0.00%	645	0.00%
現金合計		5,349	0.00%	645	0.00%

a) 非制限現金口座

ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズ（結合値）の現金は、以下の金融機関に保管されていた。

金融機関	用途	2010年5月31日現在		2009年11月30日現在	
		米ドル	純資産比率 (%)	米ドル	純資産比率 (%)
ステート・ストリート・バンク・アンド・ トラスト・カンパニー	a)	5,359	0.00%	655	0.00%
現金合計		5,359	0.00%	655	0.00%

a) 非制限現金口座

## 13. キャッシュ・フロー計算書

ファンドは、FRS第1号（1996年改訂）「キャッシュ・フロー計算書」に従って、オープン・エンド型投資信託に適用される免除規定を選択し、キャッシュ・フロー計算書を作成していない。

## 14. ポートフォリオ変動計算書

ポートフォリオ変動計算書は、請求により管理事務代行会社から無料で入手することができる。

## 15. 為替レート

以下の（米ドルに対する）為替レートは、米ドル以外の通貨建ての投資有価証券、その他の資産および負債の換算に使用されたものである。

	2010年5月31日現在の1米ドル	2009年11月30日現在の1米ドル
ユーロ	0.805932	0.664165
日本円	91.190000	86.360000

#### 16. ソフト・コミッション

ファンドは、調査および/または取引に関するコミッションを支払うことがあるが、2010年5月31日終了期間および2009年5月31日終了期間において、第三者との間にいかなるソフト・コミッション契約も締結しなかった。

#### 17. 偶発債務

2010年5月31日および2009年11月30日現在、偶発債務はなかった。

#### 18. 後発事象

2010年5月31日以降、ファンドに影響を与える重要な事象は発生していない。

#### 19. 補償

ファンドは、様々な補償を含む契約を締結する場合がある。当該契約に基づくファンドの最大エクスポージャーは不明である。しかし、ファンドは過去において、当該契約に従った請求または損失がなく、損失リスクはほとんどないと予想している。

#### 20. 財務書類の承認

管理会社の取締役会は、2010年7月22日に本未監査財務書類を承認した。

[次へ](#)

## (2) 投資有価証券明細表等

ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズ  
 ゴールドマン・サックス米国債券ポートフォリオ(米ドル建て)  
 投資有価証券明細表(未監査)  
 2010年5月31日現在

保有高	投資 - 買建 銘柄	公正価値 (米ドル)	純資産比率 (%)
	集合投資スキーム		
	米ドル		
2,220,477	ゴールドマン・サックス・ファンズS I C A V		
	- ゴールドマン・サックス米国債券ポートフォリオ クラス投資証券(a)	22,449,021	100.30
	集合投資スキーム合計	22,449,021	100.30
	投資 - 買建合計	22,449,021	100.30
	投資合計		
	投資 - 買建	22,449,021	100.30
	その他の資産および負債	(66,700)	(0.30)
	買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	22,382,321	100.00

上記の有価証券は、規制市場で取引されている譲渡性のある有価証券である。

(a) ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズの関係ファンド。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

## ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズ

## GS新成長国通貨債券ファンド

## 投資有価証券明細表(未監査)

2010年5月31日現在

保有高	投資 - 買建 銘柄	公正価値 米ドル	純資産比率 (%)
	集合投資スキーム		
	米ドル		
38,102,138	ゴールドマン・サックス・ファンズS I C A V ゴールドマン・サックス・グローバル・エマージ ング・マーケット・デット・ローカル・ポート フォリオ		
	IXOクラス投資証券(a)	368,066,656	100.54
	集合投資スキーム合計	368,066,656	100.54
	投資 - 買建合計	368,066,656	100.54
	投資合計		
	投資 - 買建	368,066,656	100.54
	その他の資産および負債	(1,975,237)	(0.54)
	買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	366,091,419	100.00

上記の有価証券は、規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券である。

(a) ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズの関係ファンド。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

(参考情報: 以下はファンドのマスター・ファンドであるゴールドマン・サックス・ファンズの財務書類の抜粋である。)

## ゴールドマン・サックス・ファンズ

## 資産負債計算書

2010年5月31日現在

## 債券ポートフォリオ

グローバル・エマージング・マーケット・

デット・ローカル・ポートフォリオ

米ドル

千円

資産	米ドル	千円
デリバティブを除く投資有価証券時価評価額	1,993,809,380	176,412,254
先渡為替契約に係る未実現利益	42,777,829	3,784,982
クラス投資証券の先渡為替契約に係る未実現利益	-	-
先物に係る未実現利益	-	-
スワップ契約に係る未実現利益	6,735,673	595,972
スワップ取引に係る前払金	-	-
買建オプションの時価	-	-
現金	120,186,334	10,634,087
ブローカーに対する債権	-	-
投資売却未収金	-	-
投資証券販売未収金	14,364,680	1,270,987
未収配当金	53,807	4,761
スワップ契約を除く未収利息	38,034,515	3,365,294
スワップ契約に係る未収利息	4,103,178	363,049
未収配当税還付金	-	-
未収利子税還付金	278,244	24,619
有価証券貸付未収金	-	-
その他の資産	45,144	3,994
<b>資産合計</b>	<b>2,220,388,784</b>	<b>196,460,000</b>
負債		
当座借越	2,037	180
ブローカーに対する債務	19,209,963	1,699,698
先渡為替契約に係る未実現損失	55,574,976	4,917,274
クラス投資証券の先渡為替契約に係る未実現損失	-	-
先物に係る未実現損失	-	-
スワップ契約に係る未実現損失	-	-
スワップ取引に係る前受金	2,657,612	235,146
売建オプションの時価	-	-
カバード・フォワード・モーゲージ担保証券の時価	-	-
投資購入未払金	-	-
投資証券買戻未払金	275,507	24,377
未払投資顧問報酬	3,001,334	265,558
未払成功報酬	-	-
未払管理事務代行報酬および保管報酬	204,321	18,078
未払販売報酬およびサービシング報酬	31,980	2,830
未払名義書換事務代行報酬	17,324	1,533
未払年次税	62,508	5,531
未払キャピタル・ゲイン税	-	-
未払監査報酬	14,383	1,273
未払投資主サービス報酬	52,520	4,647
未払取締役報酬	26,587	2,352
未払弁護士報酬	126,678	11,208
未払保険料	3,690	326
未払印刷費	94,620	8,372
未払公告費	-	-
その他の負債	32,175	2,847
<b>負債合計</b>	<b>81,388,215</b>	<b>7,201,229</b>
投資主持分	2,139,000,569	189,258,770
純資産価額についての代替計算法	-	-
投資主持分(純資産価額についての代替計算法を適用後)	2,139,000,569	189,258,770

## ゴールドマン・サックス・ファンズ

## 損益計算書

2010年5月31日終了期間

## 債券ポートフォリオ

グローバル・エマージング・マーケット・  
デット・ローカル・ポートフォリオ

米ドル 千円

収益：		
受取配当金	90,307	7,990
スワップ契約を除く受取利息	70,426,474	6,231,334
スワップ契約に係る受取利息	2,873,645	254,260
純（償却）／割引の償却	4,960,206	438,879
有価証券貸付	-	-
その他の収益	-	-
	78,350,632	6,932,464
費用：		
当座借越に係る支払利息	45,677	4,042
スワップ契約に係る支払利息	-	-
投資顧問報酬	8,281,887	732,781
成功報酬	-	-
管理事務代行報酬および保管報酬	758,105	67,077
販売報酬およびサービシング報酬	42,499	3,760
名義書換事務代行報酬	15,042	1,331
年次税	149,673	13,243
監査報酬	27,520	2,435
投資主サービス報酬	125,096	11,068
取締役報酬	7,331	649
弁護士報酬	93,127	8,240
保険料	2,488	220
印刷費	64,351	5,694
公告費	6,816	603
その他の費用	96,191	8,511
	9,715,803	859,654
控除 - 投資顧問報酬放棄額	19,790	1,751
控除 - 投資顧問固定運用報酬放棄額	4,278	379
加算 - 固定運用報酬のクラス投資証券に係る投資顧問会社への追加報酬	384	34
費用合計	9,692,119	857,559
配当およびその他の投資収益に係る源泉徴収税	275,885	24,410
当期純収益 / (費用)	68,382,628	6,050,495
投資有価証券に係る実現純利益（損失）	40,411,635	3,575,621
先物取引に係る実現純利益（損失）	-	-
外貨および先渡為替契約に係る実現純利益（損失）	33,363,740	2,952,024
スワップ契約に係る実現純利益（損失）	8,767,256	775,727
オプション契約に係る実現純利益（損失）	-	-
実現純利益（損失）	82,542,631	7,303,372
投資有価証券に係る未実現利益（損失）の純変動額	(75,638,010)	(6,692,451)
カバード・フォワード・モーゲージ担保証券に係る未実現利益（損失）の純変動額	-	-
先物取引に係る未実現利益（損失）の純変動額	-	-
外貨および先渡為替契約に係る未実現利益（損失）の純変動額	(28,335,605)	(2,507,134)
スワップ契約に係る未実現利益（損失）の純変動額	6,397,163	566,021
オプション契約に係る未実現利益（損失）の純変動額	-	-
未実現利益（損失）の純変動額	(97,576,452)	(8,633,564)
当期投資純利益（損失）	53,348,807	4,720,302

利益および損失は継続運用からのみ発生した。本損益計算書に計上されているもの以外に、利益および損失はなかった。



## ゴールドマン・サックス・ファンズ

## 投資主持分変動計算書

2010年5月31日終了期間

	債券ポートフォリオ	
	グローバル・エマージング・マーケット・ デット・ローカル・ポートフォリオ	
	米ドル	千円
期首現在投資主持分	1,880,188,349	166,359,065
分配金からの再投資	92,183,168	8,156,367
投資証券発行受取額	703,221,554	62,221,043
投資証券買戻支払額	(497,953,392)	(44,058,916)
当期投資純利益(損失)	53,348,807	4,720,302
分配金	(95,636,132)	(8,461,885)
平準化	3,648,215	322,794
為替調整額	-	-
2010年5月31日現在投資主持分	2,139,000,569	189,258,770
純資産価額についての代替計算法	-	-
投資主持分(純資産価額についての代替計算法を適用後)	2,139,000,569	189,258,770

## ゴールドマン・サックス・ファンズ - グローバル・エマージング・マーケッツ・デット・ローカル・ポートフォリオ

## 投資有価証券明細表

2010年5月31日現在

保有	銘柄	クーポン・ レート <sup>(a)</sup>	満期日 <sup>(b)</sup>	時価 (米ドル)	投資主持分 比率(%)
公認の取引所への上場が認められている譲渡性のある有価証券					
社債 - 3.32%					
ブラジル					
	11,300,000 Cia Energetica de Sao Paulo	9.750%	15/01/15	7,740,500	0.36
ドイツ					
	67,000,000 Kreditanstalt fuer Wiederaufbau	8.500%	18/01/11	441,581	0.02
アイルランド					
	176,496,404 Red Arrow International Leasing Plc.	8.375%	30/06/12	5,772,050	0.27
ルクセンブルグ					
	1,465,000,000 RSHB Capital S.A. for OJSC Russian Agricultural Bank	7.500%	25/03/13	46,692,561	2.18
米国					
	122,986,174 International Bank for Reconstruction & Development	3.400%	15/04/17	6,198,823	0.29
	190,000,000 JPMorgan Chase & Co.	6.000%	10/10/12	4,151,996	0.20
				10,350,819	0.49
社債合計					
(取得原価 74,298,094米ドル)				70,997,511	3.32
政府発行債 - 71.35%					
アルゼンチン					
	76,200,000 Argentina Government Bond <sup>(c)</sup>	1.000%	15/12/35	5,371,048	0.25
	582,000,000 Argentina Government Bond <sup>(c)</sup>	1.000%	15/12/35	9,632,163	0.45
				15,003,211	0.70
ブラジル					
	75,821,000 Brazil Letras do Tesouro Nacional	11.003%	01/01/11	39,035,769	1.83
	24,776,000 Brazil Notas do Tesouro Nacional—Series B	6.000%	15/05/15	25,319,897	1.18
	251,305,000 Brazil Notas do Tesouro Nacional—Series F	10.000%	01/01/17	128,375,002	6.00
	51,526,000 Brazil Notas do Tesouro Nacional—Series F	10.000%	01/01/21	25,264,702	1.18
				217,995,370	10.19
コロンビア					
	6,929,000,000 Colombia Government Bond	12.000%	22/10/15	4,723,928	0.22
	67,685,000,000 Colombia Government Bond	7.750%	14/04/21	36,255,695	1.70
	110,118,000,000 Colombia Government Bond	9.850%	28/06/27	69,602,475	3.25
				110,582,098	5.17
エジプト					
	46,700,000 Arab Republic of Egypt	8.750%	18/07/12	8,333,392	0.39
ハンガリー					
	14,295,000,000 Hungary Government Bond	7.250%	12/06/12	66,201,914	3.09
	12,950,000,000 Hungary Government Bond	8.000%	12/02/15	61,154,615	2.86
	4,050,000,000 Hungary Government Bond	6.500%	24/06/19	17,317,197	0.81
				144,673,726	6.76
インドネシア					
	350,600,000,000 Indonesia Treasury Bond	10.500%	15/08/30	40,045,973	1.87
イスラエル					
	76,900,000 Israel Government Bond - Shahr	7.000%	29/04/11	21,068,411	0.99
メキシコ					
	1,404,200,000 Mexican Bonos	10.000%	05/12/24	132,231,351	6.18
	305,210,000 Mexican Bonos	10.000%	20/11/36	29,001,565	1.36
	43,425,000 Mexican Udibonos	4.000%	15/11/40	15,073,669	0.70
				176,306,585	8.24

## ゴールドマン・サックス・ファンズ - グローバル・エマージング・マーケッツ・デット・ローカル・ポートフォリオ

## 投資有価証券明細表

2010年5月31日現在

保有	銘柄	クーポン・ レート <sup>(a)</sup>	満期日 <sup>(b)</sup>	時価 (米ドル)	投資主持分 比率(%)
政府発行債 - (続き)					
ペルー					
	27,119,000 Peru Government Bond	9.910%	05/05/15	11,579,294	0.54
	57,881,000 Peru Government Bond	8.200%	12/08/26	23,406,739	1.10
				34,986,033	1.64
ポーランド					
	106,858,000 Poland Government Bond	3.000%	24/08/16	31,641,856	1.48
	280,000,000 Poland Government Bond	5.500%	25/10/19	83,380,299	3.90
				115,022,155	5.38
南アフリカ					
	1,546,000,000 South Africa Government Bond	13.500%	15/09/15	250,910,892	11.73
タイ					
	4,491,400,000 Thailand Government Bond	3.625%	22/05/15	141,418,879	6.61
	630,000,000 Thailand Government Bond	4.125%	18/11/16	20,328,700	0.95
				161,747,579	7.56
トルコ					
	102,230,000 Turkey Government Bond	16.000%	07/03/12	73,080,001	3.42
	110,550,000 Turkey Government Bond	10.000%	10/04/13	72,032,900	3.37
	22,000,000 Turkey Government Bond	16.000%	28/08/13	16,544,294	0.77
	90,375,000 Turkey Government Bond	11.000%	06/08/14	60,139,812	2.81
				221,797,007	10.37
ウルグアイ					
	107,935,000 Uruguay Government Bond	5.000%	14/09/18	7,654,598	0.36
政府発行債合計					
	(取得原価 1,555,550,285米ドル)			1,526,127,030	71.35
公認の取引所への上場が認められている譲渡性のある有価証券合計					
	(取得原価 1,629,848,379米ドル)			1,597,124,541	74.67
その他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券					
社債 - 6.21%					
米国					
	933,900,000,000 JPMorgan Chase Bank NA	10.000%	17/07/17	110,428,217	5.16
	197,000,000,000 JPMorgan Chase Bank NA	10.500%	19/08/30	22,466,573	1.05
				132,894,790	6.21
社債合計					
	(取得原価 132,107,470米ドル)			132,894,790	6.21
その他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券合計					
	(取得原価 132,107,470米ドル)			132,894,790	6.21
その他の譲渡性のある有価証券					
社債 - 5.04%					
香港					
	270,000,000,000 Hongkong & Shanghai Banking Corp., Ltd.	10.750%	15/05/16	31,925,922	1.49
	175,000,000,000 Hongkong & Shanghai Banking Corp., Ltd. <sup>(c)</sup>	10.000%	15/07/17	19,836,861	0.93
				51,762,783	2.42
英国					
	382,000,000,000 Barclays Bank Plc.	10.000%	17/07/17	43,787,377	2.05
	100,000,000,000 HSBC Bank Plc.	11.000%	15/11/20	12,260,720	0.57
				56,048,097	2.62
社債合計					
	(取得原価 101,417,346米ドル)			107,810,880	5.04

## ゴールドマン・サックス・ファンズ - グローバル・エマージング・マーケッツ・デット・ローカル・ポートフォリオ

## 投資有価証券明細表

2010年5月31日現在

保有	銘柄	クーポン・ レート <sup>(a)</sup>	満期日 <sup>(b)</sup>	時価 (米ドル)	投資主持分 比率(%)	
政府発行債 - 2.47%						
エジプト						
	4,300,000 Arab Republic of Egypt 144A <sup>(d)</sup>	8.750%	18/07/12	767,314	0.03	
マレーシア						
	171,600,000 Malaysia Government Bond	3.741%	27/02/15	52,115,170	2.44	
政府発行債合計						
(取得原価 51,402,024米ドル)				52,882,484	2.47	
その他の譲渡性のある有価証券合計						
(取得原価 152,819,370米ドル)				160,693,364	7.51	
ミューチュアル・ファンド - 4.82%						
アイルランド						
	103,096,685 Goldman Sachs US\$ Liquid Reserves Fund <sup>(e)(f)(g)</sup>			103,096,685	4.82	
ミューチュアル・ファンド合計						
(取得原価 103,096,685米ドル)				103,096,685	4.82	
デリバティブを除く投資有価証券の時価						
(取得原価 2,017,871,904米ドル)				1,993,809,380	93.21	
先渡為替契約 - (0.60%)						
通貨	買入額	通貨	売却額	満期日	未実現利益 (米ドル)	投資主持分 比率(%)
米ドル	37,653,226	中国人民元	255,477,136	14/06/2010	244,795	0.01
ユーロ	24,239,000	ポーランド・ズロチ	95,082,325	16/06/2010	1,037,089	0.05
日本円	5,090,015,511	米ドル	55,396,932	16/06/2010	450,524	0.02
米ドル	281,421,480	ユーロ	217,543,610	16/06/2010	12,375,608	0.58
米ドル	66,497,770	ハンガリー・フォリント	13,135,014,300	16/06/2010	7,256,324	0.34
米ドル	49,535,000	イスラエル・シェケル	186,800,781	16/06/2010	739,867	0.03
米ドル	56,218,694	日本円	5,090,015,511	16/06/2010	371,238	0.02
米ドル	193,726,661	メキシコ・ペソ	2,437,604,439	16/06/2010	3,969,420	0.19
米ドル	61,635,000	ポーランド・ズロチ	193,521,209	16/06/2010	2,732,634	0.13
米ドル	175,475,018	新トルコ・リラ	271,262,136	16/06/2010	1,814,458	0.08
米ドル	123,332,941	南アフリカ・ランド	929,367,870	17/06/2010	1,346,241	0.06
コロンビア・ペソ	26,604,327,719	米ドル	13,434,771	12/07/2010	58,850	0.00
マレーシア・リンギット	520,272,970	米ドル	157,519,032	12/07/2010	44,028	0.00
米ドル	214,339,000	インドネシア・ルピア	1,970,525,589,200	12/07/2010	2,953,846	0.14
米ドル	103,134,000	インド・ルピー	4,712,635,000	12/07/2010	1,831,460	0.09
米ドル	81,133,000	韓国ウォン	92,370,045,550	12/07/2010	3,871,450	0.18
米ドル	85,851,000	フィリピン・ペソ	3,982,858,205	12/07/2010	31,229	0.00
米ドル	72,174,000	ロシア・ルーブル	2,169,642,220	12/07/2010	1,648,768	0.08
先渡為替契約にかかる未実現利益					42,777,829	2.00
通貨	買入額	通貨	売却額	満期日	未実現損失 (米ドル)	投資主持分 比率(%)
中国人民元	255,477,136	米ドル	37,955,302	14/06/2010	(546,871)	(0.03)
ユーロ	193,304,610	米ドル	245,928,785	16/06/2010	(6,860,364)	(0.32)
ハンガリー・フォリント	12,541,139,433	米ドル	58,638,000	16/06/2010	(2,075,045)	(0.10)
イスラエル・シェケル	186,800,781	米ドル	49,479,622	16/06/2010	(684,489)	(0.03)
メキシコ・ペソ	2,973,063,679	米ドル	235,019,593	16/06/2010	(3,579,104)	(0.17)
ポーランド・ズロチ	587,254,559	米ドル	200,635,449	16/06/2010	(21,891,822)	(1.02)
新トルコ・リラ	244,832,632	米ドル	159,640,000	16/06/2010	(2,899,467)	(0.14)
南アフリカ・ランド	543,803,881	米ドル	71,825,000	17/06/2010	(446,547)	(0.02)
米ドル	21,226,000	ロシア・ルーブル	665,834,149	21/06/2010	(453,199)	(0.02)
米ドル	40,181,328	韓国ウォン	49,295,577,963	25/06/2010	(1,061,574)	(0.05)
ブラジル・リアル	122,880,686	米ドル	67,258,509	12/07/2010	(475,995)	(0.02)
インドネシア・ルピア	1,246,960,564,000	米ドル	135,265,496	12/07/2010	(1,499,686)	(0.07)
インド・ルピー	5,269,305,490	米ドル	115,285,685	12/07/2010	(2,016,988)	(0.09)
韓国ウォン	141,665,623,513	米ドル	124,775,719	12/07/2010	(6,281,617)	(0.29)
フィリピン・ペソ	4,126,999,348	米ドル	90,122,711	12/07/2010	(1,197,089)	(0.06)
ロシア・ルーブル	3,962,323,898	米ドル	132,174,131	12/07/2010	(3,376,945)	(0.16)
米ドル	90,712,049	ブラジル・リアル	167,173,597	12/07/2010	(142,529)	(0.01)
米ドル	12,167,917	コロンビア・ペソ	24,159,399,000	12/07/2010	(85,645)	(0.00)
先渡為替契約にかかる未実現損失					(55,574,976)	( 2.60)

## ゴールドマン・サックス・ファンズ - グローバル・エマージング・マーケッツ・デット・ローカル・ポートフォリオ

## 投資有価証券明細表

2010年5月31日現在

正味特定名目元本	支払	受取	通貨	満期日	未実現利益 (米ドル)	投資主持分 比率(%)	
スワップ契約 - 0.32%							
金利スワップ							
19,920,000,000	Floating	(チリ・ペソ 6 month CLICP)	Fixed 5.040%	チリ・ペソ	18/11/2014	489,179	0.03
5,365,000,000	Floating	(チリ・ペソ 6 month CLICP)	Fixed 5.260%	チリ・ペソ	15/12/2014	214,145	0.01
17,000,000,000	Floating	(チリ・ペソ 6 month CLICP)	Fixed 5.160%	チリ・ペソ	02/02/2015	484,235	0.02
7,458,251,000	Floating	(チリ・ペソ 6 month CLICP)	Fixed 4.950%	チリ・ペソ	12/04/2015	42,443	0.00
18,630,000,000	Floating	(ハンガリー・フォ リント 6 month BUBOR)	Fixed 6.350%	ハンガリー・ フォリント	06/02/2012	1,185,563	0.06
3,230,000,000	Floating	(ハンガリー・フォ リント 6 month BUBOR)	Fixed 6.390%	ハンガリー・ フォリント	15/02/2012	211,178	0.01
291,368,000	Floating	(ポーランド・ズロ チ 6 month WIBOR)	Fixed 4.890%	ポーランド・ ズロチ	11/03/2012	894,128	0.04
300,000,000	Floating	(ポーランド・ズロ チ 6 month WIBOR)	Fixed 4.890%	ポーランド・ ズロチ	22/03/2012	694,035	0.03
1,808,360,000	Floating	(南アフリカ・ラン ド 3 month LIBOR)	Fixed 7.363%	南アフリカ・ ランド	01/02/2012	2,068,593	0.10
金利スワップにかかる未実現利益					6,283,499	0.30	
トータル・リターン・スワップ							
1,242,000,000	Floating	(Colombian Treasury Bill)	Fixed 11.000%	コロンビア・ペソ	03/06/2010	6,533	0.00
887,000,000	Floating	(Colombian Treasury Bill)	Fixed 11.000%	コロンビア・ペソ	08/06/2010	6,005	0.00
8,360,000,000	Floating	(Colombian Treasury Bill)	Fixed 11.000%	コロンビア・ペソ	10/06/2010	10,294	0.00
48,400,000,000	Floating	(Colombian Treasury Bill)	Fixed 11.000%	コロンビア・ペソ	22/06/2010	429,342	0.02
トータル・リターン・スワップにかかる未実現利益合計					452,174	0.02	
スワップ契約にかかる未実現利益合計					6,735,673	0.32	
投資有価証券の時価 (取得原価 2,017,871,904米ドル)					1,987,747,906	92.93	
その他の資産および負債					151,252,663	7.07	
投資主持分					2,139,000,569	100.00	
投資有価証券合計					時価 (米ドル)	投資主持分 比率(%)	
デリバティブを除く投資有価証券合計(取得原価 2,017,871,904米ドル)					1,993,809,380	93.21	
先渡為替契約にかかる未実現利益					42,777,829	2.00	
先渡為替契約にかかる未実現損失					(55,574,976)	(2.60)	
スワップ契約にかかる未実現利益					6,735,673	0.32	
その他の資産および負債					151,252,663	7.07	
投資主持分					2,139,000,569	100.00	

社債および政府発行債について開示されているレートは、2010年5月31日現在の実効レートである。

先物取引業者は、ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーであった。

先渡為替契約の取引相手方は、バンク・オブ・アメリカNA、パークレイズ・バンク・ビーエルシー、シティバンクNA、クレディ・スイス・ロンドン、ドイチェ・バンク・アーゲー・ロンドン、HSBCバンク・ビーエルシー、JPモルガン・チェース・バンク、モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー、ロイヤル・バンク・オブ・カナダ、ロイヤル・バンク・オブ・スコットランド・ビーエルシー、ステート・ストリート・バンク・ロンドン、UBSアーゲー・ロンドンおよびウエストバック・バンキング・コーポレーションである。

スワップ契約の取引相手方は、ドイチェ・バンク・アーゲーおよびJPモルガン・チェースNAである。

- (a) 金利は、記載されたクーポン・レート、割引有価証券については購入日の割引年利回り、変動利付債については金利指数に基づく現行の再設定利率のいずれかを表している。
- (b) 満期日は、有価証券に記載された日、変動利付有価証券については次の金利再設定日、事前払戻日のある有価証券についてはかかる日のいずれかを表している。
- (c) 変動クーポン・レートは、2010年5月31日現在の気配値である。
- (d) 144A：当該有価証券は、1933年米国証券法のルール144Aに記載されるとおり、適格機関投資家向けの私募として発行され、譲渡可能である。
- (e) ゴールドマン・サックス・ファンズの関係ファンド。
- (f) 当該ファンドの2010年5月31日現在の利回りは0.090%であった。

- (9) 当該有価証券は、公認の取引所への上場が認められている。

[次へ](#)

## 4 管理会社の概況

### （１）資本金の額

2010年6月末日現在授権資本金は100万米ドル（約8,848万円）、払込済株式資本は50万米ドル（約4,424万円）である。また、発行済株式総数は50万株である。

### （２）事業の内容及び営業の状況

管理会社は、投資信託の管理を行うことを主たる目的とする。ファンドおよび受益者に代わり、組入証券の購入、売却、申込みおよび交換ならびにファンド資産に直接または間接に付随する権利の行使を含む管理運用業務を行う。

管理会社は、ポートフォリオ資産の投資顧問業務をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルに委託している。

過失、故意による懈怠または詐欺行為が存在しない場合、管理会社は、受益者、受託会社、投資顧問会社または管理会社もしくはファンドの受任者に対して、信託証書上の義務の適切な遂行から生じる損失に責任を負わない。特に管理会社は、投資顧問会社の助言に基づいて善意で行った行為に対して責任を負わない。ファンドは、管理会社（およびその取締役、役員および従業員）に対して、管理会社が義務の遂行にあたり、管理会社（およびその取締役、役員および従業員）が蒙ったすべての責任、損害、コスト、請求および費用を補償することに同意している。ただし、信託証書上の義務遂行にあたり管理会社に過失、故意による懈怠または詐欺行為がある場合は除く。

管理会社の取締役は、本書中の情報に対して責任を負う。取締役の知りまたは信じる限りにおいて、本書中の情報は事実に基づくものであり、かかる情報の意味に影響を与え得る事項は省略されていない（取締役はこれらの点が確保されるよう、あらゆる合理的な注意を払う。）。取締役はこれに従った責任を負う。

信託証書は、IF S R Aの承認に基づき、管理会社が、管理会社の管理業務を他の当事者に委託することを許容している。管理会社はまた、その投資運用業務を委託することができ、かかる委託を行っている。管理会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を代行協会員として、ゴールドマン・サックス・インターナショナルを総販売会社として、R B Cデクシア・インベスター・サービシズ・アイルランド・リミテッドを名義書換事務代行会社として、ステート・ストリート・ファンド・サービシズ（アイルランド）リミテッドを管理事務代行会社として任命している。また、総販売会社は、ゴールドマン・サックス証券株式会社およびシティバンク銀行をそれぞれ日本における販売会社として任命している。

2010年6月末日現在、管理会社は、以下のファンドの管理を行っている。

なお、すべてのファンドは、契約型（アイルランド籍）である。また、純資産額は、別段の記載がない限り、2010年6月末日現在の数値である。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産額の合計（通貨別）
アイルランド	MMF	1	687,477,178 米ドル
		1	89,011,133 ユーロ
アイルランド	その他	22	2,303,300,452 米ドル
		2	5,519,830 ユーロ
		4	24,031,045,445 円

## (3) その他

本半期報告書提出前6ヶ月以内において、訴訟事件その他ファンドまたは管理会社に重要な影響を与えたまたは与えることが予想される事実はない。

[次へ](#)



## 5 管理会社の経理の概況

- a . 管理会社の直近 2 事業年度の日本語の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則」第129条第 5 項ただし書きの規定を適用して、管理会社によって作成された監査済財務書類の原文を翻訳したものである(ただし、円換算部分を除く。 )。
- b . 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第 1 条の 3 第 7 項に規定する外国監査法人等をいう。 )であるプライスウォーターハウスクーパースアイルランドの監査を受けており、監査報告書を受領している。
- c . 管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本語の財務書類には円換算額が併記されている。日本円への換算には2010年 6 月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値( 1 米ドル = 88.48円 )が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

[次へ](#)

## (1) 資産及び負債の状況

## ゴールドマン・サックス・マネジメント(アイルランド)リミテッド

## 損益計算書

2009年12月31日に終了した期間

	注	2009年12月31日に終了した57週間		2008年11月28日に終了した52週間	
		米ドル	千円	米ドル	千円
売上	3	153,651	13,595	150,360	13,304
営業費用		(87,706)	(7,760)	(27,679)	(2,449)
営業利益		65,945	5,835	122,681	10,855
受取利息および類似収益	4	2,356	208	5,704	505
税引前経常利益	5	68,301	6,043	128,385	11,360
経常利益にかかる税額	8	(7,689)	(680)	(16,198)	(1,433)
当期税引後経常利益		60,612	5,363	112,187	9,926

当社の経営成績は、当期および前期のいずれも継続事業によるものである。

上記の税引前および税引後の経常利益とそれらの取得原価相当額の間には差異はない。

当社は、当期または前期において上記に開示されているもの以外に利益および損失を認識していない。したがって、別個の総認識利得および損失計算書は作成されない。

2010年4月20日付取締役会承認済

ロバート・キーオー

取締役

ヒューゴー・マクニール

取締役

注記は、本財務書類と不可分なものである。

## ゴールドマン・サックス・マネジメント(アイルランド)リミテッド

## 貸借対照表

2009年12月31日現在

	注	2009年12月31日現在		2008年11月28日現在	
		米ドル	千円	米ドル	千円
流動資産					
現金預金		293,687	25,985	559,442	49,499
債権	9	575,733	50,941	249,843	22,106
		869,420	76,926	809,285	71,606
債務：1年以内に期限が到来する金額	10	(73,635)	(6,515)	(74,112)	(6,557)
		(73,635)	(6,515)	(74,112)	(6,557)
資産合計(流動負債控除後)		795,785	70,411	735,173	65,048
純資産		795,785	70,411	735,173	65,048
資本金および準備金					
払込資本金	11	500,000	44,240	500,000	44,240
留保利益	12	295,785	26,171	235,173	20,808
株主持分合計		795,785	70,411	735,173	65,048

2010年4月20日付取締役会承認済

ロバート・キーオー

ヒューゴー・マクニール

取締役

取締役

注記は、本財務書類と不可分なものである。

## ゴールドマン・サックス・マネジメント(アイルランド)リミテッド

財務書類に対する注記 - 2009年12月31日

## 1. 会計方針

当社が採用している重要な会計方針は以下のとおりである。

(a) 作成の基礎：財務書類は、アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められている会計基準および1963年から2009年の会社法を構成するアイルランド法に従って作成されている。真実かつ公正な概観を与える財務書類の作成についてアイルランドにおいて一般に公正妥当と認められている会計基準は、アイルランド勅許会計士協会により公表され、会計基準審議会により公布されたものである。

(b) 取得原価主義：財務書類は、取得原価主義で作成されている。

(c) 新基準および改訂：当社に關係する基準書および改訂：

基準 / 改訂	項目	適用開始時期
F R S 第 8 号	関連当事者の開示	2008年4月6日以降に開始する事業年度

F R S 第 8 号「関連当事者の開示」の改訂

2008年12月、企業会計基準審議会はF R S 第 8 号「関連当事者の開示」の改訂を公表した。この改訂は、「2008年大・中規模会社および企業グループに関する規則」により導入された法改正を反映するものである。主な改訂点は、F R S 第 8 号における関連当事者の定義に関するもので、法令の定義に合わせたものとなっており、取引相手である子会社がすべてグループ会社の100%子会社であることを条件として、2社以上のグループ会社間で行われた取引に対してのみ免除を認めるものである。これは、90%子会社を適用除外としていたF R S 第 8 号からの変更点であった。この規則には、事業体が関連当事者との間で行った取引が重要でかつ通常の市場環境下では行われないような場合、こうした取引が計上される勘定科目に対する注記に記載されるべき詳細に関する要件が定められている。この改訂では、この要件がF R S 第 8 号に準拠して達せられるべきことが明確にされ、重要な関連当事者取引はすべて開示が求められている。この基準書の改訂の適用によって、当社の経営成績および財政状態に重大な影響はない。

(d) 表示通貨：財務書類は、当社の表示・機能通貨である米ドルで表示されている。

(e) 外貨：外貨建の貨幣性資産および負債は、貸借対照表日現在の実勢為替レートで米ドルに換算されている。米ドル以外の通貨建の取引は、取引が生じた日の実勢為替レートで換算されている。外貨取引ならびに外貨建の未収金および未払金の決済から生じる損益は、損益計算書に認識されている。

(f) 収益および費用：収益および費用は、発生主義に基づき損益計算書に含まれている。

(g) 税金：税金費用は、当期利益に基づくものであり、当期税額および繰延税金を考慮に入れている。

(h) 配当金：最終配当金（株主持分とみなされる優先株式にかかる未払配当金を含む）は、当該配当金について株主が承認する期間に認識される。中間配当金は、当該配当金が支払われる期間に認識される。配当金は、株主持分から直接分配される。

## 2. キャッシュ・フロー計算書

当社は、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの100%子会社であり、最終の親会社の連結財務諸表が公に入手可能なため、F R S 第 1 号「キャッシュ・フロー計算書」で要求されるキャッシュ・フロー計算書の作成を免除されている。

## 3. 売上

売上は、集団投資スキームに提供したファンドの運用業務に関して得た報酬である。

## 4. 受取利息および類似収益

2009年12月31日に 終了した57週間 米ドル	2008年11月28日に 終了した52週間 米ドル
---------------------------------	---------------------------------

銀行および顧客向け貸付金に係る受取利息	44	5,704
グループ会社向け貸付金に係る受取利息	2,312	-
	2,356	5,704

## 5. 税引前経常利益

	2009年12月31日に 終了した57週間 米ドル	2008年11月28日に 終了した52週間 米ドル
税引前経常利益は、以下の費用(利益)計上後で表示されている：		
監査報酬 - 監査業務	21,992	6,353
為替差益	(7,322)	(4,088)
弁護士報酬	27,923	18,058

## 6. 取締役報酬

	2009年12月31日現在 米ドル	2008年11月28日現在 米ドル
報酬総額		
取締役報酬	5,372	3,504
年金	42	67
	5,414	3,571

当期および前期の取締役報酬は、グループ会社が負担している。

## 7. 人件費

当社は従業員を雇用していない(2008年：なし)。当社の業務に携わる者は、すべてグループ会社によって雇用されている。

## 8. 経常利益にかかる税額

## (a) 税金費用の内訳：

税金費用の内訳：	2009年12月31日に 終了した57週間 米ドル	2008年11月28日に 終了した52週間 米ドル
当期税額：		
法人税率12.5%	7,689	16,198
経常利益にかかる税額(注記8(b)参照)	7,689	16,198

(b) 当期税額に影響を与えた要素:

内訳:	2009年12月31日に 終了した57週間 米ドル	2008年11月28日に 終了した52週間 米ドル
税引前経常利益	68,301	128,385
経常利益にアイルランド法人税の標準税率(12.5%)を乗じた額	8,538	16,048
営業外利益にかかる高税率の影響	295	713
過年度の引当(過大)/不足	(2,045)	1,704
為替差額	901	(2,267)
当期税金費用	7,689	16,198

(c) 将来の税金費用に影響を及ぼす可能性のある要素

アイルランド法人税の標準税率は税引前利益の12.5%である。

## 9. 債権

	2009年12月31日現在 米ドル	2008年11月28日現在 米ドル
顧客に対する債権	45,343	231,887
グループ会社に対する債権	505,263	-
未収法人税還付	9,106	11,171
その他の資産	16,021	6,785
	575,733	249,843

上記のすべての債権は、1年以内に支払期限が到来する債権とみなされている。

## 10. 債務: 1年以内に期限が到来する金額

	2009年12月31日現在 米ドル	2008年11月28日現在 米ドル
未払金および繰延収益	30,757	49,031
グループ会社に対する債務	6,072	-
その他の債務	36,806	25,081
	73,635	74,112

## 11. 株式資本金

	2009年12月31日現在		2008年11月28日現在	
	株式数	米ドル	株式数	米ドル
<b>授權済</b>				
1株当たり1米ドルの普通株式	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
<b>割当済、請求済および全額払込済</b>				
1株当たり1米ドルの普通株式	500,000	500,000	500,000	500,000
		500,000		500,000

当社の定款に基づき、当社はすべての株主に対し、株主が保有する株式のすべてまたは一部について、当該株式価値と同額、もしくは当社と株主が合意した場合にはそれよりも高い金額での買戻しを求め、書面による通知を任意によりいつでも行うことができる。

## 12. 株主持分の変動および準備金の変動の調整

	払込資本金 米ドル	損益勘定 米ドル	合計 米ドル
2007年12月1日現在	500,000	122,986	622,986
留保利益	-	112,187	112,187
株式発行	-	-	-
2008年11月28日現在	500,000	235,173	735,173
留保利益	-	60,612	60,612
株式発行	-	-	-
2009年12月31日現在	500,000	295,785	795,785

## 13. 契約債務および偶発債務

2009年12月31日および2008年11月28日現在、契約債務および偶発債務はない。

## 14. 取締役持株数

2009年12月31日現在で在職しているゴールドマン・サックス・マネジメント（アイルランド）リミテッドの取締役が、期首及び期末現在で保有している当社およびザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの株式数は以下の通りである。

		2009年12月31日現在	2008年11月28日現在
ロバート・キーオー	議決権付普通株式	609株	-
ヒューゴー・マクニール	議決権付普通株式	6,154株	4,963株
セオドア・ソティール	議決権付普通株式	17,775株	13,549株

2009年12月31日におけるゴールドマン・サックス・グループ・インク株式の終値は168.84米ドル（2008年11月28日：78.99米ドル）であった。

## 15. 関連当事者

当社の最終および直接の親会社は、アメリカ合衆国で設立された会社であり、アメリカ合衆国10282-2198ニューヨーク州ニューヨーク、ウエスト・ストリート200にあるザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクである。グループの財務書類は、親会社の登記上の事務所で入手することができる。

グループ内の他の事業体との取引は、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの連結財務報告書が公に入手可能で

あることからFRS第8号「関連当事者の開示」の下で開示が免除されているため、開示されていない。

報告期間中および報告期間後に当社が取締役に対して供与した貸付金はなかった。

開示が要求される他の関連当事者取引はなかった。

#### 16. 財務リスク管理

当社は、当社の金融資産および負債を通じて財務リスクにさらされている。当社の事業や当社の貸借対照表上の資産および負債の性質により、取締役は、当社に関わる財務リスクの中で最も重要な要素は信用リスクおよびオペレーショナル・リスクであると考えている。

当社は、互いに独立しているが相互の機能を補完し合う、財務、信用、業務、コンプライアンスおよび法的報告といったさまざまなシステムを通じて、リスク・エクスポージャーの監視および管理に努めている。また、リスク・エクスポージャーの監視や、当社のリスク管理手続きの総合管理については、数多くの委員会がその責を担っている。

当社にとって流動性は極めて重要である。したがって、当社は流動性および資金調達について包括的な方針を定め、当社及びグループ全体に係る事象ならびに様々な業界または市場の流動性に関する事象に対応すべく、高い柔軟性を維持していく所存である。

#### 17. 財務書類の承認

財務書類は、2010年4月20日に取締役会によって承認された。



## GOLDMAN SACHS MANAGEMENT (IRELAND) LIMITED

### PROFIT AND LOSS ACCOUNT For the period ended 31 December 2009

	Note	57 week period ended 31 December 2009 US\$	52 week period ended 28 November 2008 US\$
Turnover	3	153,651	150,360
Operating expenses		(87,706)	(27,679)
<b>OPERATING PROFIT</b>		<b>65,945</b>	<b>122,681</b>
Interest receivable and similar income	4	2,356	5,704
<b>PROFIT ON ORDINARY ACTIVITIES BEFORE TAXATION</b>	5	<b>68,301</b>	<b>128,385</b>
Tax on profit on ordinary activities	8	(7,689)	(16,198)
<b>PROFIT ON ORDINARY ACTIVITIES AFTER TAXATION FOR THE FINANCIAL PERIOD</b>		<b>60,612</b>	<b>112,187</b>

The results of the Company are derived from continuing operations in both the current and prior period.

There is no difference between the profit on ordinary activities before and after taxation and the profit for the financial period as stated above and their historical cost equivalents.

The Company has no recognised gains and losses during the current or prior period other than those disclosed above, and therefore, no separate statement of total recognised gains and losses has been presented.

Approved by the Board of Directors on 20 April 2010.

  
 Robert Keogh  
 Director

  
 Hugo MacNeill  
 Director

The notes on pages 9 to 13 form an integral part of these financial statements.

## GOLDMAN SACHS MANAGEMENT (IRELAND) LIMITED

### BALANCE SHEET As at 31 December 2009

	Note	31 December 2009 US\$	28 November 2008 US\$
<b>CURRENT ASSETS</b>			
Cash at bank		293,687	559,442
Debtors	9	575,733	249,843
		869,420	809,285
<b>CREDITORS: AMOUNTS FALLING DUE WITHIN ONE YEAR</b>			
	10	(73,635)	(74,112)
		(73,635)	(74,112)
<b>TOTAL ASSETS LESS CURRENT LIABILITIES</b>			
		795,785	735,173
<b>NET ASSETS</b>			
		795,785	735,173
<b>CAPITAL AND RESERVES</b>			
Called up share capital	11	500,000	500,000
Retained profit	12	295,785	235,173
<b>TOTAL SHAREHOLDERS' FUNDS</b>			
		795,785	735,173

Approved by the Board of Directors on 20 April 2010.

  
 Robert Keogh  
 Director

  
 Hugo MacNeill  
 Director

The notes on pages 9 to 13 form an integral part of these financial statements.

## GOLDMAN SACHS MANAGEMENT (IRELAND) LIMITED

### NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS - 31 DECEMBER 2009

#### I. ACCOUNTING POLICIES

The significant accounting policies adopted by the Company are as follows:

- (a) **Basis of preparation:** The financial statements have been prepared in accordance with accounting standards generally accepted in Ireland and Irish Statute comprising the Companies Acts, 1963 to 2009. Accounting standards generally accepted in Ireland in preparing financial statements giving a true and fair view are those published by the Institute of Chartered Accountants in Ireland and issued by the Accounting Standards Board.
- (b) **Historical cost convention:** The financial statements are prepared under the historical cost convention.
- (c) **New standards and amendments:** Standards and amendments which are relevant to the Company:

Standard/ Amendment	Content	Applicable for financial years beginning on/after
FRS 8	Related Party Disclosures	6 April 2008

**Amendment to FRS 8, 'Related Party Disclosures'**

In December 2008 the Accounting Standards Board issued an amendment to FRS 8 Related Party Disclosures. The amendment reflects changes to the law introduced by the Large and Medium-sized Companies and Groups Regulations 2008. The main changes were in the definition of related party in FRS 8 to be the same as that in the law and provides an exemption only for transactions entered into between two or more members of a group, provided that any subsidiary undertaking which is a party to the transaction is wholly-owned by such a member. This was a change from FRS 8, which provided a scope exclusion for 90 per cent subsidiaries. The Regulations include a requirement for particulars to be given in the notes to the accounts of transactions which an entity has entered into with a related party, where such transactions are material and have not been concluded under normal market conditions. The Amendment clarifies that this requirement will be met by complying with FRS 8, which requires disclosure of all material related party transactions. No material impact on the results or financial position of the Company has occurred following the adoption of this amendment to the standard.

- (d) **Presentation currency:** The financial statements are presented in US Dollars, denoted by the symbol US\$, which is the Company's presentation and functional currency.
- (e) **Foreign currencies:** Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into US dollars at the rates of exchange ruling at the Balance Sheet date. Transactions in currencies other than US dollars are converted at the rates of exchange prevailing at the dates the transactions occurred. Gains and losses arising from foreign currency transactions and on settlement of amounts receivable and payable in foreign currency are recognised in the Profit and Loss Account.
- (f) **Income and expenditure:** Income and expenditure are included in the Profit and Loss Account on an accruals basis.
- (g) **Taxation:** The charge for taxation is based on the profit for the period and takes into account current and deferred taxation.
- (h) **Dividends:** Final equity dividends (including dividends payable on preference shares deemed equity) are recognised in the period that they are approved by the shareholders. Interim equity dividends are recognised in the period that they are paid. Equity dividends are distributed directly from equity.

**GOLDMAN SACHS MANAGEMENT (IRELAND) LIMITED****NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS - 31 DECEMBER 2009****2. CASH FLOW STATEMENT**

The Company is a wholly owned subsidiary of The Goldman Sachs Group, Inc., and is therefore exempt from preparing a cash flow statement as required by FRS1 'Cash Flow Statements' as the ultimate parent undertaking's consolidated accounts are publicly available.

**3. TURNOVER**

Turnover represents fees earned for the provision of fund management services to collective investment schemes.

**4. INTEREST RECEIVABLE AND SIMILAR INCOME**

	57 week period ended 31 December 2009 US\$	52 week period ended 28 November 2008 US\$
Interest on loans to banks and customers	44	5,704
Interest on loans to group undertakings	2,312	-
	<u>2,356</u>	<u>5,704</u>

**5. PROFIT ON ORDINARY ACTIVITIES BEFORE TAXATION**

	57 week period ended 31 December 2009 US\$	52 week period ended 28 November 2008 US\$
Profit on ordinary activities before taxation is stated after charging/(crediting):		
Auditors' remuneration - audit services	21,992	6,353
Foreign exchange gain on revaluation	(7,322)	(4,088)
Legal fees	27,923	18,058

**6. DIRECTORS' EMOLUMENTS**

	31 December 2009 US\$	28 November 2008 US\$
Aggregate Emoluments		
For services as director	5,372	3,504
Pension	42	67
	<u>5,414</u>	<u>3,571</u>

The Directors Emoluments are borne by group undertakings in the current and prior period.

**7. STAFF COSTS**

The Company has no employees (2008: nil). All persons involved in the Company's operations are employed by group undertakings.

## GOLDMAN SACHS MANAGEMENT (IRELAND) LIMITED

### NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS - 31 DECEMBER 2009

#### 8. TAX CHARGE ON PROFIT ON ORDINARY ACTIVITIES

(a) Analysis of charge for the period:

	57 week period ended 31 December 2009 US\$	52 week period ended 28 November 2008 US\$
The charge for the taxation comprises:		
<b>Current Tax:</b>		
Corporation tax at 12.5%:	7,689	16,198
<b>Tax charge on profit on ordinary activities (see note 8(b))</b>	<b>7,689</b>	<b>16,198</b>

(b) Factors affecting the tax charge for the current period:

The breakdown is explained below:

	57 week period ended 31 December 2009 US\$	52 week period ended 28 November 2008 US\$
Profit on ordinary activities before tax	68,301	128,385
Profit on ordinary activities multiplied by standard rate in Ireland (12.5%)	8,538	16,048
Effect of higher tax rate on non trading income	295	713
(Over)/Under provision in prior year	(2,045)	1,704
Exchange differences	901	(2,267)
<b>Current tax charge for the period</b>	<b>7,689</b>	<b>16,198</b>

(c) Factors that may affect future tax charges:

The standard rate of Irish corporation tax is 12.5% of profit before tax.

#### 9. DEBTORS

	31 December 2009 US\$	28 November 2008 US\$
Amounts due from customers	45,343	231,887
Amounts due from group undertakings	505,263	-
Corporation tax receivable	9,106	11,171
Other assets	16,021	6,785
	<b>575,733</b>	<b>249,843</b>

All assets included in the above table are considered due within one year.

## GOLDMAN SACHS MANAGEMENT (IRELAND) LIMITED

### NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS - 31 DECEMBER 2009

#### 10. CREDITORS: AMOUNTS FALLING DUE WITHIN ONE YEAR

	31 December 2009	28 November 2008
	US\$	US\$
Accruals and deferred income	30,757	49,031
Amounts due to group undertakings	6,072	-
Other liabilities	36,806	25,081
	73,635	74,112

#### 11. SHARE CAPITAL

	31 December 2009		28 November 2008	
	No.	US\$	No.	US\$
<b>Authorised</b>				
Ordinary shares of US\$ 1 each	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
<b>Allotted, called up and fully paid</b>				
Ordinary shares of US\$ 1 each	500,000	500,000	500,000	500,000
		500,000		500,000

Under the terms of the Company's Articles of Association the Company shall be at liberty at any time to give notice in writing to any holder of any shares of its desire to redeem the same or any of them for a consideration equivalent in value to the par value of the shares or such greater value as may be agreed between the Company and such holders.

#### 12. RECONCILIATION OF MOVEMENTS IN SHAREHOLDERS' FUNDS AND MOVEMENT ON RESERVES

	Called up share capital	Profit and loss account	Total
	US\$	US\$	US\$
<b>At 1 December 2007</b>	500,000	122,986	622,986
Retained profit for the period	-	112,187	112,187
Shares issued	-	-	-
<b>At 28 November 2008</b>	500,000	235,173	735,173
Retained profit for the period	-	60,612	60,612
Shares issued	-	-	-
<b>At 31 December 2009</b>	500,000	295,785	795,785

#### 13. FINANCIAL COMMITMENTS AND CONTINGENCIES

There were no financial commitments and contingencies at the period ended 31 December 2009 and 28 November 2008.

**GOLDMAN SACHS MANAGEMENT (IRELAND) LIMITED****NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS - 31 DECEMBER 2009****14. DIRECTORS' SHARE INTERESTS**

The number of shares held beneficially by Directors of Goldman Sachs Management (Ireland) Limited, in office at 31 December 2009, in the share capital of the Company and The Goldman Sachs Group, Inc. companies at the start and at the end of the period was as follows:

		At 31 December 2009	At 28 November 2008
Robert Keogh	Voting Common Stock	609	-
Hugo MacNeill	Voting Common Stock	6,154	4,963
Theodore Sotir	Voting Common Stock	17,775	13,549

Shares of Goldman Sachs Group, Inc. closed at US\$168.84 on 31 December 2009 (28 November 2008: US\$78.99).

**15. RELATED PARTIES**

The Company's ultimate and immediate parent undertaking is The Goldman Sachs Group, Inc., of 200 West Street, New York, NY 10282-2198, United States of America, a company incorporated in the United States of America. Group financial statements are available at the registered office of the parent company.

Transactions with other companies within the group are not disclosed as the Company has taken advantage of the exemption available under FRS 8 "Related Party Disclosures" on the basis that the consolidated financial statements of The Goldman Sachs Group, Inc. are publicly available.

There were no loans made to directors during, or subsequent to, the reporting period by the Company.

There were no other related party transactions requiring disclosure.

**16. FINANCIAL RISK MANAGEMENT**

The Company is exposed to financial risk through its financial assets and liabilities. Due to the nature of the Company's business and the assets and liabilities contained within the Company's balance sheet the most important components of financial risk the directors consider relevant to the entity are credit risk and operational risk.

We seek to monitor and control our risk exposure through a variety of separate, but complementary, financial, credit, operational, compliance and legal reporting systems. In addition, a number of committees are responsible for monitoring risk exposures and for general oversight of our risk management process.

Liquidity is of critical importance to the Company. Accordingly, the Company has in place a comprehensive set of liquidity and funding policies that are intended to maintain significant flexibility to address Company and firmwide-specific as well as broader industry or market liquidity events.

**17. APPROVAL OF FINANCIAL STATEMENTS**

The financial statements were approved by the Board of Directors on 20 April 2010.

## (2) 損益の状況

損益計算書については、「(1) 資産及び負債の状況」の項目に記載した損益計算書を参照のこと。



## （訳文）

## 独立監査人の監査報告書

ゴールドマン・サックス・マネジメント（アイルランド）リミテッド株主各位

私どもは、本財務書類を監査した。本財務書類は、本財務書類中に記載されている会計方針に基づき作成されている。

## 取締役、監査人それぞれの責任範囲

アイルランドにおいて適用される法律ならびに会計基準審議会が公表しアイルランド勅許会計士協会が発行した会計基準（アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められている会計実務）に準拠して取締役の報告書および財務書類を作成する取締役の責任は、取締役の責任についての報告書に記載されている。

私どもの責任は、関連する法律および規制の要件ならびに（英国およびアイルランドにおける）国際監査基準に従って、財務書類を監査することである。監査意見を含む本報告書は、1990年会社法第193項に従い、総体としての会社のメンバーのためにのみ作成されたものであり、それ以外の目的では作成されていない。監査意見を述べるにあたり、書面による事前の同意による明確な合意がある場合を除き、私どもは、他のいかなる目的に対しても、または本報告書が示されるもしくはこれを入手する他のいかなる者に対しても責任を負うものではない。

私どもは、財務書類がアイルランドで一般に公正妥当と認められている会計実務に従って真実かつ公正な概観を与えているか、および1963年から2006年の会社法を構成するアイルランド法に準拠して適正に作成されているかについて私どもの意見を報告する。私どもは、私どもの監査に必要なと考えるすべての情報および説明を入手したかどうか、ならびに財務書類が会計帳簿と一致しているかどうかについて意見を述べる。私どもは、以下についても私どもの意見を報告する。

- ・ 会社が会計帳簿を適切に記帳しているか。
- ・ 取締役の報告書が財務書類と一致しているか。
- ・ 貸借対照表日現在、会社が臨時株主総会の招集を必要とする財務状況が存在したか。かかる財務状況とは、貸借対照表に表示される会社の純資産が、払込資本金の2分の1以下である場合をさす。

私どもはまた、私どもが取締役の報酬および取締役の取引に関して法律で特定されている情報が開示されていないと認める場合は報告し、当該情報を私どもの報告書に適宜含める。

私どもは取締役の報告書を読み、明らかな虚偽の表示に気づいた場合、私どもの報告書における意味合いを検討する。

## 監査意見の基礎

私どもは、監査実務審議会が発行した（英国およびアイルランドにおける）国際監査基準に従って監査を実施した。監査は、財務書類上の金額および開示内容に関する証拠の試査による検証を含んでいる。

監査はまた、本財務書類の作成にあたって取締役により行われた重要な見積りおよび判断の評価、ならびに会計方針が会社の状況に適合したものであり、継続して適用され、適切に開示されているかどうかの評価も含んでいる。

私どもは、財務書類に詐欺またはその他の不正あるいは誤謬による重要な虚偽の表示がないことの合理的な保証を得るのに十分な証拠を入手するために必要と考えるすべての情報および説明を得られるよう監査を計画し、実施した。私どもの意見を形成するにあたり、私どもは財務書類中の情報の表示の全体的な妥当性も評価した。

## 意見

私どもは、本財務書類は、2008年11月28日現在の会社の財政状態および同日をもって終了する事業年度の利益をアイルランドにおいて一般に公正妥当と認められている会計実務に従って真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

私どもは、本財務書類が、1963年から2006年の会社法の要件に従って適正に作成されているものと認める。

私どもは、私どもの監査に必要と考えるすべての情報および説明を入手した。私どもは、会社が会計帳簿を適切に維持していることを認める。本財務書類は、これらの会計帳簿と一致している。

私どもは、取締役の報告書における情報は、本財務書類と一致していることを認める。

当社の純資産は、貸借対照表に記載されるとおり払込資本金の2分の1を超えており、私どもはかかる根拠に基づき、2008年11月28日現在において、1983年改正会社法40項(1)により会社の臨時株主総会の招集を要する財務状況は存在しなかったと考える。

[署名]

プライスウォーターハウスクーパース

勅許会計士および登録監査人

ダブリン

日付：2009年4月23日

[次へ](#)

## INDEPENDENT AUDITORS' REPORT TO THE MEMBERS OF GOLDMAN SACHS MANAGEMENT (IRELAND) LTD.

We have audited the financial statements on pages 8 to 13. These financial statements have been prepared under the accounting policies set out in the statement of accounting policies on page 10.

## Respective responsibilities of directors and auditors

The directors' responsibilities for preparing the Directors' Report and the financial statements in accordance with applicable Irish law and the accounting standards issued by the Accounting Standards Board and published by The Institute of Chartered Accountants in Ireland (Generally Accepted Accounting Practice in Ireland) are set out in the Statement of Directors' Responsibilities on page 4.

Our responsibility is to audit the financial statements in accordance with relevant legal and regulatory requirements and International Standards on Auditing (UK and Ireland). This report, including the opinion, has been prepared for and only for the company's members as a body in accordance with Section 193 of the Companies Act, 1990 and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

We report to you our opinion as to whether the financial statements give a true and fair view, in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland, and are properly prepared in accordance with Irish statute comprising the Companies Acts, 1963 to 2006. We state whether we have obtained all the information and explanations we consider necessary for the purposes of our audit and whether the financial statements are in agreement with the books of account. We also report to you our opinion as to:

- whether the company has kept proper books of account;
- whether the directors' report is consistent with the financial statements; and
- whether at the balance sheet date there existed a financial situation which may require the company to convene an extraordinary general meeting; such a financial situation may exist if the net assets of the company, as stated in the balance sheet, are not more than half of its called-up share capital.

We also report to you if, in our opinion, any information specified by law regarding directors' remuneration and directors' transactions is not disclosed and, where practicable, include such information in our report.

We read the directors' report and consider the implications for our report if we become aware of any apparent misstatements within it.

## Basis of audit opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK and Ireland) issued by the Auditing Practices Board. An audit includes examination, on a test basis, of evidence relevant to the amounts and disclosures in the financial statements.

It also includes an assessment of the significant estimates and judgments made by the directors in the preparation of the financial statements, and of whether the accounting policies are appropriate to the company's circumstances, consistently applied and adequately disclosed.

We planned and performed our audit so as to obtain all the information and explanations which we considered necessary in order to provide us with sufficient evidence to give reasonable assurance that the financial statements are free from material misstatement, whether caused by fraud or other irregularity or error. In forming our opinion we also evaluated the overall adequacy of the presentation of information in the financial statements.

#### Opinion

In our opinion the financial statements:

- give a true and fair view, in accordance with the Generally Accepted Accounting Practice in Ireland, of the state of the company's affairs as at 28 November 2008 and of its profit for the year then ended; and
- have been properly prepared in accordance with the requirements of the Companies Acts, 1963 to 2006.

We have obtained all the information and explanations we consider necessary for the purposes of our audit. In our opinion proper books of account have been kept by the company. The financial statements are in agreement with the books of account.

In our opinion the information given in the directors' report on pages 3 to 5 is consistent with the financial statements.

The net assets of the company, as stated in the balance sheet on page 9 are more than half of the amount of its called-up share capital and, in our opinion, on that basis there did not exist at 28 November 2008 a financial situation which under Section 40(1) of the Companies (Amendment) Act, 1983, would require the convening of an extraordinary general meeting of the company.

PricewaterhouseCoopers

Chartered Accountants and Registered Auditors

Dublin

23 April 2009

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

## (訳文)

## 独立監査人の監査報告書

ゴールドマン・サックス・マネジメント(アイルランド)リミテッド株主各位

私どもは、本財務書類を監査した。本財務書類は、本財務書類中に記載されている会計方針に基づき作成されている。

## 取締役、監査人それぞれの責任範囲

取締役の報告書および財務書類を作成する取締役の責任は、アイルランドにおいて適用される法律ならびに会計基準審議会が公表しアイルランド勅許会計士協会が発行した会計基準(アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められている会計実務)に準拠して、取締役の責任についての報告書に記載されている。

私どもの責任は、関連する法律および規制の要件ならびに(英国およびアイルランドにおける)国際監査基準に従って、財務書類を監査することである。監査意見を含む本報告書は、1990年会社法第193項に従い、総体としての会社のメンバーのためにのみ作成されたものであり、それ以外の目的では作成されていない。監査意見を述べるにあたり、書面による事前の同意による明確な合意がある場合を除き、私どもは、他のいかなる目的に対しても、または本報告書が示されるもしくはこれを入手する他のいかなる者に対しても責任を負うものではない。

私どもは、財務書類がアイルランドで一般に公正妥当と認められている会計実務に従って真実かつ公正な概観を与えているか、および1963年から2009年の会社法を構成するアイルランド法に準拠して適正に作成されているかについて私どもの意見を報告する。私どもは、私どもの監査に必要なと考えるすべての情報および説明を入手したかどうか、ならびに財務書類が会計帳簿と一致しているかどうかについて意見を述べる。私どもは、以下についても私どもの意見を報告する。

- ・会社が会計帳簿を適切に記帳しているか。
- ・取締役の報告書が財務書類と一致しているか。
- ・貸借対照表日現在、会社が臨時株主総会の招集を必要とする財務状況が存在したか。かかる財務状況とは、貸借対照表に表示される会社の純資産が、払込資本金の2分の1以下である場合をさす。

私どもはまた、私どもが取締役の報酬および取締役の取引に関して法律で特定されている情報が開示されていないと認める場合は私どもの意見において報告し、可能な場合には、当該情報を私どもの報告書に含める。

私どもは取締役の報告書を読み、明らかな虚偽の表示に気づいた場合、私どもの報告書における影響を検討する。

## 監査意見の基礎

私どもは、監査実務審議会が発行した(英国およびアイルランドにおける)国際監査基準に従って監査を実施した。監査は、財務書類上の金額および開示内容に関する証拠の試査による検証を含んでいる。監査はまた、本財務書類の作成にあたって取締役により行われた重要な見積りおよび判断の評価、ならびに会計方針が会社の状況に適したものであり、継続して適用され、適切に開示されているかどうかの評価も含んでいる。

私どもは、財務書類に詐欺またはその他の不正あるいは誤謬による重要な虚偽の表示がないことの合理的な保証を得るのに十分な証拠を入手するために必要と考えるすべての情報および説明を得られるよう監査を計画し、実施した。私どもの意見を形成するにあたり、私どもは財務書類中の情報の表示の全体的な妥当性も評価した。

## 意見

私どもは、本財務書類は、2009年12月31日現在の会社の財政状態および同日をもって終了した期間の利益をアイルランドにおいて一般に公正妥当と認められている会計実務に従って真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

私どもは、本財務書類が、1963年から2009年の会社法の要件に従って適正に作成されているものと認める。

私どもは、私どもの監査に必要と考えるすべての情報および説明を入手した。私どもは、会社が会計帳簿を適切に維持していることを認める。本財務書類は、これらの会計帳簿と一致している。

私どもは、取締役の報告書における情報は、本財務書類と一致していることを認める。

当社の純資産は、貸借対照表に記載されるとおり払込資本金の2分の1を超えており、私どもはかかる根拠に基づき、2009年12月31日現在において、1983年改正会社法40項(1)により会社の臨時株主総会の招集を要する財務状況は存在しなかったと考える。

[署名]

プライスウォーターハウスクーパース

勅許会計士および登録監査人

ダブリン

日付：2010年4月20日

[次へ](#)

## INDEPENDENT AUDITORS' REPORT TO THE MEMBERS OF GOLDMAN SACHS MANAGEMENT (IRELAND) LTD

We have audited the financial statements on pages 7 to 13. These financial statements have been prepared under the accounting policies set out in the statement of accounting policies on page 9.

## Respective responsibilities of directors and auditors

The directors' responsibilities for preparing the Directors' Report and the financial statements in accordance with applicable Irish law and the accounting standards issued by the Accounting Standards Board and published by The Institute of Chartered Accountants in Ireland (Generally Accepted Accounting Practice in Ireland) are set out in the Statement of Directors' Responsibilities on page 4.

Our responsibility is to audit the financial statements in accordance with relevant legal and regulatory requirements and International Standards on Auditing (UK and Ireland). This report, including the opinion, has been prepared for and only for the company's members as a body in accordance with Section 193 of the Companies Act, 1990 and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

We report to you our opinion as to whether the financial statements give a true and fair view, in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland, and are properly prepared in accordance with Irish statute comprising the Companies Acts, 1963 to 2009. We state whether we have obtained all the information and explanations we consider necessary for the purposes of our audit and whether the financial statements are in agreement with the books of account. We also report to you our opinion as to:

- whether the company has kept proper books of account;
- whether the directors' report is consistent with the financial statements; and
- whether at the balance sheet date there existed a financial situation which may require the company to convene an extraordinary general meeting; such a financial situation may exist if the net assets of the company, as stated in the balance sheet, are not more than half of its called-up share capital.

We also report to you if, in our opinion, any information specified by law regarding directors' remuneration and directors' transactions is not disclosed and, where practicable, include such information in our report.

We read the directors' report and consider the implications for our report if we become aware of any apparent misstatements within it.

## Basis of audit opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK and Ireland) issued by the Auditing Practices Board. An audit includes examination, on a test basis, of evidence relevant to the amounts and disclosures in the financial statements. It also includes an assessment of the significant estimates and judgments made by the directors in the preparation of the financial statements, and of whether the accounting policies are appropriate to the company's circumstances, consistently applied and adequately disclosed.

We planned and performed our audit so as to obtain all the information and explanations which we considered necessary in order to provide us with sufficient evidence to give reasonable assurance that the financial statements are free from material misstatement, whether caused by fraud or other irregularity or error. In forming our opinion we also evaluated the overall adequacy of the presentation of information in the financial statements.

#### Opinion

In our opinion the financial statements:

- give a true and fair view, in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland, of the state of the company's affairs as at 31 December 2009 and of its profit for the period then ended; and
- have been properly prepared in accordance with the requirements of the Companies Acts, 1963 to 2009.

We have obtained all the information and explanations which we consider necessary for the purposes of our audit. In our opinion proper books of account have been kept by the company. The financial statements are in agreement with the books of account.

In our opinion the information given in the directors' report on pages 3 to 4 is consistent with the financial statements.

The net assets of the company, as stated in the balance sheet on page 8 are more than half of the amount of its called-up share capital and, in our opinion, on that basis there did not exist at 31 December 2009 a financial situation which under Section 40 (1) of the Companies (Amendment) Act, 1983 would require the convening of an extraordinary general meeting of the company.

PricewaterhouseCoopers

Chartered Accountants and Registered Auditors

Dublin

20 April 2010

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。